

令和4年 三重県議会定例会  
教育警察常任委員会  
説明資料

所管事項説明

I	教育委員会事務局の組織機構 .....	1
II	主要事項 .....	4

令和4年5月25日  
教育委員会

# 目 次

I	教育委員会事務局の組織機構	1
II	主要事項	
1	令和4年度当初予算【教育委員会関係】について	4
2	新型コロナウイルス感染症に関する対応について	20
3	三重県教育ビジョンについて	24
4	県立高等学校の活性化について	28
5	防災教育・学校施設の整備について	31
6	学校における働き方改革の推進について	34
7	地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げについて	37
8	不祥事根絶に向けた対応策について	39
9	小中学校教育について	41
10	学力の育成について	44
11	高校教育について	48
12	外国人児童生徒教育について	51
13	特別支援教育について	55
14	いじめや暴力のない学びの場づくりについて	59
15	誰もが安心して学べる教育の推進について	65
16	人権教育について	69
17	体力向上と運動部活動について	72
18	健康教育・食育について	76
19	社会教育について	79
20	文化財の保存・活用・継承について	84
21	教職員の資質向上について	87
22	教員免許更新制について	92

# I 教育委員会事務局の組織機構

## 1 本庁（職員数：307名）

令和3年度から組織体制について変更はありません。

## 2 地域機関（職員数：46名）

### （1）埋蔵文化財センター調査研究3課の廃止と調査研究4課の名称変更

新名神高速道路建設に伴う発掘調査が終了するため、調査研究3課を廃止しました。それに伴い、現在の調査研究4課を「調査研究3課」に名称変更しました。

### （2）埋蔵文化財センター調査研究2課の駐在解除

熊野道路建設に伴う現地調査が終了するとともに、新宮紀宝道路建設に伴う現地調査面積が減少することから、調査研究2課の熊野市駐在を解除しました。

## 参考

【学校数】

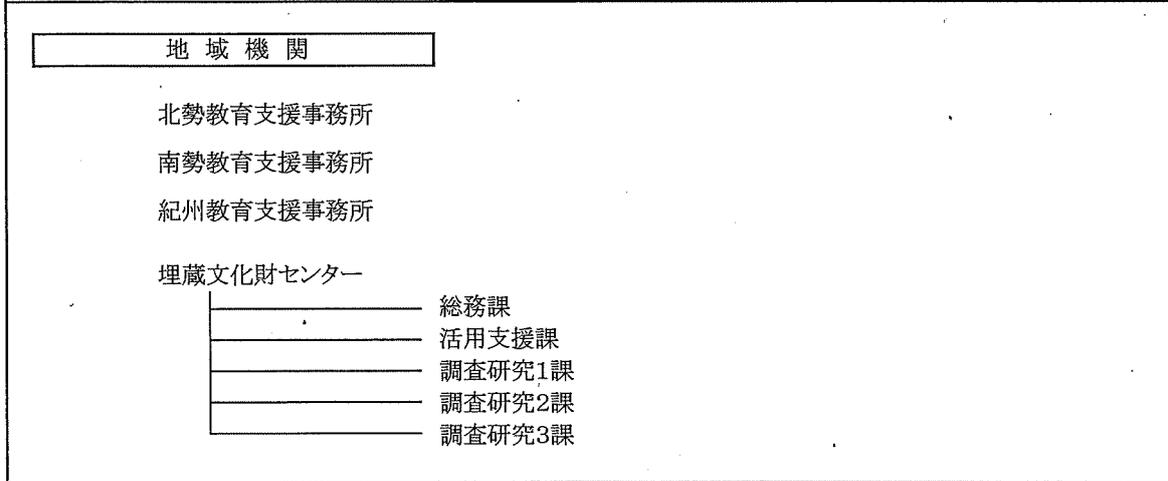
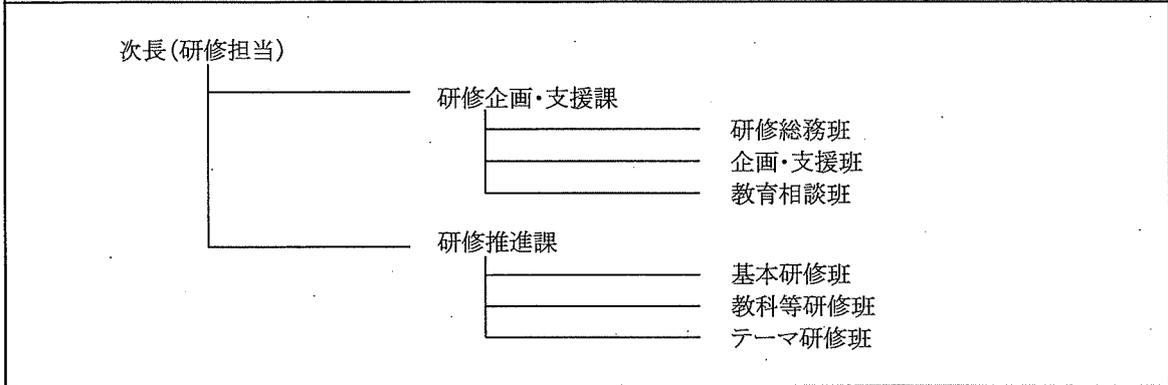
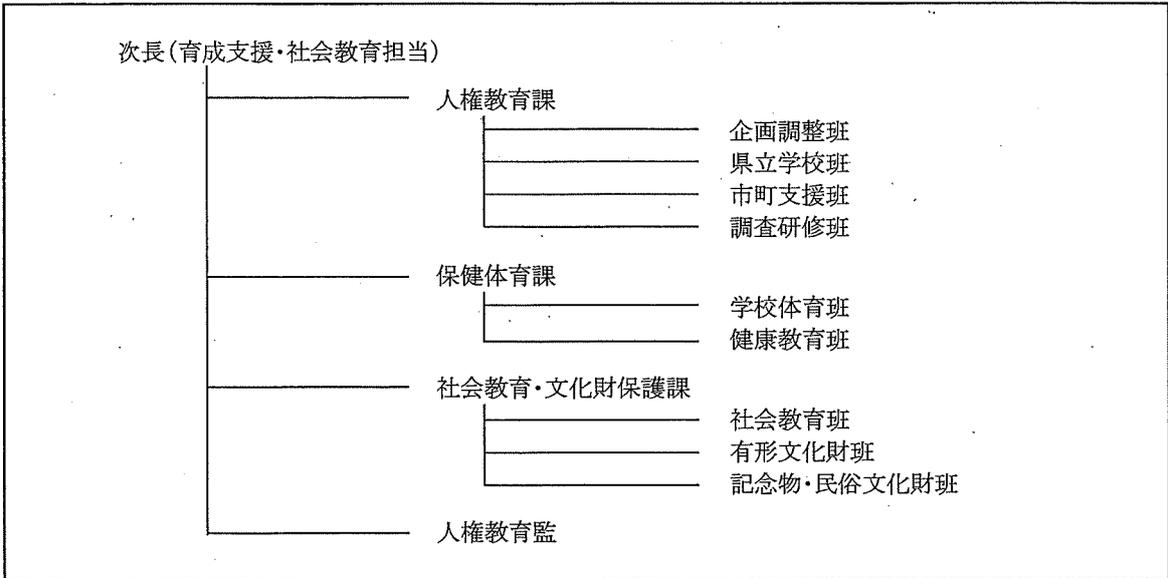
（令和4年4月1日現在）

	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	特別支援 学校	計
学校数	341 (2)	147 (2)	1 (0)	56 (1)	14 (4)	559 (9)

※（ ）内は分校で外数

## 令和4年度教育委員会事務局組織表

副教育長	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 100%;"></div>	<p>教育総務課</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 30px; margin-left: 20px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>総務・相談班 企画調整班 学校防災・危機管理班 教育ICT化推進班</p>
		<p>教育政策課</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>教育政策班</p>
		<p>教育財務課</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>予算決算班 事務局経理班 修学支援班</p>
		<p>学校経理・施設課</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>県立学校経理・施設班 公立学校助成班</p>
		<p>学校防災推進監</p>	
次長(教職員担当)	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 100%;"></div>	<p>教職員課</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 30px; margin-left: 20px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>県立学校人事班 小中学校人事班 事務局人事班 制度・採用・免許班</p>
		<p>福利・給与課</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>県立学校給与・制度班 小中学校給与班 福利健康班 福祉班 年金・給付班</p>
		<p>市町教育支援・人事担当 (総括市町教育支援・人事監) (市町教育支援・人事監)</p>	
次長(学校教育担当)	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 100%;"></div>	<p>高校教育課</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>高校教育班 キャリア教育班</p>
		<p>小中学校教育課</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>小中学校教育班</p>
		<p>学力向上推進プロジェクトチーム</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>学力向上推進班</p>
		<p>特別支援教育課</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>特別支援教育班</p>
		<p>生徒指導課</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; margin-left: 20px;"></div>	<p>生徒指導班 安全・安心対策班</p>
		<p>特別支援学校整備推進監</p>	
		<p>子ども安全対策監</p>	



## II 主要事項

### 1 令和4年度当初予算【教育委員会関係】について

#### 1 予算編成にあたっての基本的な考え方

人口減少や経済・社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会の進展など教育を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、子どもたちが人生100年時代を豊かに生きるため、将来予測が困難な時代にあっても、変化を前向きに受け止め、学び続ける意欲や態度を持ちながら、これからの時代を生き抜いていく力が求められています。

人格形成の基礎となる「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」を育み、自己と社会のつながりを意識して、主体的に考え行動する力や、他者と協働して課題解決に取り組む力を育む教育を進めます。

すべての子どもたちが安心して学びに向かい、多様性を尊重し合いながら、一人ひとりが能力・個性を発揮できるよう、特別な支援を必要とする児童生徒への支援や、不登校やいじめへの対応、外国人児童生徒への教育など、一人ひとりに寄り添った教育を進めます。特別な支援が必要な児童生徒については、切れ目のない支援体制を充実するとともに、特別支援学校の整備を進めます。社会総がかりでいじめ防止に取り組むとともに、要因や背景が複雑化・多様化する不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実します。

さらに、教職員が限られた時間の中で、より効果的な教育活動を持続的に行うとともに、教職員の働き方改革を進めるため、専門人材や地域人材の配置を充実します。

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、感染防止対策を講じながら、学びを継続する取組を着実に進めます。

教育委員会では、このような認識のもと、次の6項目について重点的に取り組みます。

#### (1) 子どもたちの基礎となる力の育成

子どもたちの知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」を育むため、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組を推進します。「豊かな心」の育成については、「考え、議論する道徳」の授業づくりや読書習慣の定着のための取組を進めるとともに、「三重県いじめ防止条例」に基づき、いじめがなくなることをめざして、社会総がかりでの取組や、増加しているSNSやインターネット上のいじめの防止に重点的に取り組みます。さらに、「健やかな身体」を育むため、スポーツの機会を拡充し、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上に取り組むとともに、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、健康教育や食育に取り組めます。

## (2) 社会の担い手となる力の育成

変化が激しく予測困難な時代にあっても、三重の子どもたちが持続可能な社会を創る人材として活躍していけるよう、地域や地球規模の課題に取り組む探究的な学びなどを通して創造的・論理的な資質能力を育むとともに、子どもたちが自己の将来を見据えながら、実社会とつながった学びができるキャリア教育に取り組みます。また、ICTやデジタル技術を活用して、学校や地域を越えた新たな学びに取り組みます。

## (3) 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの学びを支える教育を推進するため、「パーソナルファイル」を活用して支援情報の確実な引き継ぎを進めます。また、子どもたちが地域で豊かに自分らしい生活ができるよう、発達段階に応じた組織的なキャリア教育を進めるとともに、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが授業で共に学ぶことや行事等の交流活動を進めます。さらに、特別支援学校における施設の狭隘化や老朽化に対応するため、移転や改修に向けた取組を進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。

## (4) 安心して学べる教育の推進

不登校児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行うため、専門人材の配置や、高校段階で不登校等の状況にある子どもたちへの新たな支援に取り組むとともに、外国人児童生徒が社会的に自立できる力を身につけられるよう、日本語指導や将来を見通した進路選択のための支援を行うなど、一人ひとりに寄り添った教育を進めます。あわせて、災害時の学校を支援する体制の整備や防災教育を進めます。

## (5) 教育環境の整備

学校・家庭・地域が一体となった教育活動を図るため、コミュニティ・スクールの拡充に向けた取組を進めます。新たな高等学校活性化計画に基づき、各校の学科や課程の特性を生かして特色化・魅力化の取組を進めます。また、教職員の資質向上を図るため、経験や職種に応じた研修を計画的に実施するとともに、効果的な教育活動と教職員の働き方改革を進めるため、専門人材や地域人材の配置を充実します。子どもたちが安全、快適に学べる環境づくりのため、県立学校施設の長寿命化計画に基づく老朽化対策やトイレの洋式化を着実に進めます。さらに、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境づくりを進めるとともに、文化財を将来にわたって守り伝え、活用されるための取組を推進します。

#### (6) 新型コロナウイルスの感染防止対策と学びの継続

学校における感染防止対策を徹底するため、衛生物品の配備や登下校時における「三つの密」を避けるためのスクールバスの増便、教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフの配置などに取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも、高校生一人ひとりの希望に応じた就職が実現できるよう支援を行うとともに、補充的な学習に係る支援、奨学給付金の支給などに取り組みます。

歳 出(教育委員会関係・項別)

(単位:千円)

款	項	令和3年度 当初予算 (下段:令和2年度 第12号補正 <sup>※1</sup> 含む)	令和4年度 当初予算 (下段:令和3年度 第18号補正 <sup>※2</sup> 含む)	増減額	増減率
		A	B	B-A	(B-A)/A
教育費	教育総務費	23,561,843 (25,533,344)	23,147,857 (23,347,653)	▲ 413,986 (▲2,185,691)	▲ 1.8% (▲8.6%)
	小学校費	53,915,166	53,472,718	▲ 442,448	▲ 0.8%
	中学校費	30,011,886	29,629,705	▲ 382,181	▲ 1.3%
	高等学校費	33,040,144 (33,321,284)	33,599,384 (34,549,761)	559,240 (1,228,477)	1.7% (3.7%)
	特別支援 学校費	12,997,813 (13,067,458)	13,506,759 (14,122,279)	508,946 (1,054,821)	3.9% (8.1%)
	社会教育費	598,508	409,563	▲ 188,945	▲ 31.6%
	保健体育費	518,115	585,297 (623,975)	67,182 (105,860)	13.0% (20.4%)
合 計		154,643,475 (156,965,761)	154,351,283 (156,155,654)	▲ 292,192 (▲810,107)	▲ 0.2% (▲0.5%)

※1 令和2年度第12号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「地域とつなぐ職業教育充実支援事業費」ほか6事業に2,322,286千円を計上
- ・令和3年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

※2 令和3年度第18号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「地域とつなぐ職業教育充実支援事業費」ほか5事業に1,804,371千円を計上
- ・令和4年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

## 2 主な重点項目

### (1) 子どもたちの基礎となる力の育成

#### ① 学力向上推進事業

予算額 15,863 千円

学習内容の理解・定着を図るため、学力向上アドバイザーの指導・助言を得ながら、算数・数学の習熟度別指導において、学習端末を効果的に活用した指導方法をモデル校で実践します。また、全国学力・学習状況調査や、みえスタディ・チェック等を活用し、学力向上に向けて学校全体の計画的な取組を推進します。

#### ② (一部新) ICTを活用した子ども一人ひとりの学びのつまずき克服事業

予算額 10,964 千円

みえスタディ・チェックをCBT (Computer Based Testing) で実施するとともに、国語、算数・数学の単元別ワークシートや、経年課題である「割合」「図形」「読む力・伝える力」について学び直しができるワークシートを学習端末に提供し、つまずきの克服につなげます。みえスタディ・チェックの実施に合わせて、学習習慣や生活習慣等に係る質問紙調査を実施し、その内容を分析して、早い段階からの課題に対応した取組を進めます。

#### ③ 少人数教育推進事業

予算額 1,349,034 千円

小学校の少人数学級について、国の学級編制標準が令和3年度から計画的に引き下げられていくことをふまえ、国の加配定数を活用して、これまでの本県独自の小学校1・2年生30人学級(下限25人)、令和3年度から実施している3年生35人学級に加え、令和4年度は国を先取りして4年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境とします。中学校については、引き続き1年生での35人学級(下限25人)を実施します。

また、県単定数および非常勤の配置により、少人数指導に取り組む学校においては、「効果的な少人数指導推進ガイドブック」を活用して、引き続き、教員の役割分担によるティーム・ティーチングや、小学校算数と中学校数学の習熟度別指導に取り組みます。

#### ④ 道徳教育総合支援事業

予算額 3,323 千円

道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。また、中学生が学校や郷土の課題について解決策を考え、提案する課題解決型学習(PBL)の手法を取り入れた取組を支援するとともに、その成果を発表する実践発表会を実施します。

⑤ (一部新) いじめ対策推進事業 予算額 14,090千円

インターネットやSNSでのいじめが増加していることから、高校生による小学生を対象とした「SNS・ネットの上手な使い方講座」や、いじめ防止応援サポーター等の外部人材によるいじめ防止や情報モラルに係る出前授業を実施し、子どもたちのネットリテラシーの向上を図ります。著名人によるメッセージや、学校での効果的な取組、いじめ相談窓口など、いじめ防止に関するさまざまな情報を集約し、発信するポータルサイトを新たに構築します。また、ネットトラブルや新型コロナウイルス感染症によるいじめ・人権侵害から児童生徒を守るため、引き続き、不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間通して実施するとともに、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を運用します。

⑥ スクールカウンセラー等活用事業 予算額 390,783千円

不登校やいじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校や教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

⑦ 教育相談事業 (一部) 予算額 11,439千円

(SNSを活用した相談事業)

いじめ等の早期発見、早期対応を図るための相談窓口として、引き続き多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施します。

⑧ (一部新) ネット・SNSでのいじめに係る教職員研修 予算額 90千円

(教職員研修事業の一部)

インターネット・SNS上でのいじめやトラブルの未然防止、安全に利用するための指導方法に係る研修を実施します。

⑨ 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業 予算額 493千円

読書習慣の形成に向けて、家庭、地域、学校等で読書活動が進められるよう、読書活動関係者の研修・交流会、家読(うちどく)やビブリオバトルの普及啓発、読書活動実践フォーラム等を行います。

⑩ 就学前教育の質向上事業

予算額 80,513千円

(130,513千円 ※R3年度2月補正予算含みベース)

幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を進めるため、幼児教育スーパーバイザーおよび幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行います。また、公立幼稚園における新型コロナウイルスの感染症防止のための保健衛生用品の購入や、ICT環境の整備について、国事業を活用して市町に補助を行います。

⑪ みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業

予算額 4,359千円

発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善を図るため、各学校の状況に応じた1学校1運動を進めるとともに、各校で作成した元気アップシートの取組を着実に実行できるよう、教員対象の研修会や指導主事の学校訪問を通じて指導・助言を行い、子どもたちの体力向上を図ります。

⑫ みえ子どもの元気アップ部活動充実事業

予算額 58,852千円

専門的な指導の充実と教員の負担軽減を図るため、中学校・高校において、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える部活動指導員を増員します。高校の運動部で技術指導を行う外部指導者（サポーター）を派遣します。また、中学校のモデル校において、休日部活動の地域移行に係る実践研究に取り組み、持続可能な部活動に向けた検討を進めます。

⑬ (一部新) 運動部活動支援事業

予算額 191,984千円

中学校、高校の県体育大会や東海大会の開催経費を負担するとともに、生徒や教職員の全国・ブロック体育大会の参加に係る旅費に加え、安心して大会に参加するためのPCR検査費用を負担します。

**(2) 社会の担い手となる力の育成**

① (新) 未来を創造するリーダー育成事業

予算額 15,740千円

<事業実施期間：令和4年度～令和6年度>

新たなグローバル・リーダー育成プログラムに基づき、高校生が学校を越えて「M i e l a b」(ミエラボ)を結成し、SDGsに係る学習やデータサイエンティスト養成講座に取り組むとともに、フィールドワークや海外との交流、研究成果の発表等の探究的な学びを通して、これからの時代に求められる創造的な資質・能力を育みます。また、地域の魅力ある企業や仕事内容などの情報をデジタル化し、新たに構築するポータルサイトと生徒の学習用端末を活用し、企業と学校をつなぐキャリア学習支援員を新たに配置して、高校入学後の早い段階から地域の企業を題材としたキャリア教育に取り組みます。

② (新) オンラインとリアルによる学校の枠を超えた学び推進事業

予算額 3,700千円

＜事業実施期間：令和4年度～令和6年度＞

生徒の多様なニーズに応じた学びを実現するため、通信制課程において、オンラインでの交流や地域での探究活動など学びの充実に取り組みます。全日制課程においては、遠隔授業のモデル構築を進めるとともに、専門分野の放課後講座や大学進学講座など、学校の枠や地域を越えて学べるよう取り組みます。また、これまでに小規模校で取り組んできた地域課題解決型学習を他校でも実施します。

③ (一部新) 高等学校学力向上推進事業

予算額 65,501千円

普通科において、グローバルな視点から社会の課題をとらえ、その解決に向けて取り組む人材を育成するため、国事業を活用し、モデル校で分野を横断して学ぶ学際的な教育プログラムの実践研究に取り組みます。AIドリル教材を活用した、一人ひとりに応じた効果的な学びに係る授業改善のモデルを、全ての県立高校に展開します。また、県立高校でのICT環境の効果的な活用を進めるための支援員を派遣するとともに、ICTによる授業で必要となる著作権料を負担します。

④ 学びのSTEAM化推進事業

予算額 2,295千円

Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art(s) (リベラルアーツ・教養)、Mathematics (数学) を活用した文理融合・教科横断的な課題解決型の学びを通して、論理的思考力や探究力を育成するSTEAM教育の実践研究に取り組み、Society 5.0の時代を生き抜く人材を育成します。

⑤ 世界へはばたく高校生育成支援事業

予算額 4,560千円

高校生の留学支援やオンライン海外交流を実施するとともに、高校生を対象にした「レベル別英語ディベートセミナー」を開催し、英語での発信力や論理的思考力の向上を図ります。また、科学に対する興味・関心を高めるため、三重県高等学校科学オリンピック大会を開催します。

⑥ 未来へつなぐキャリア教育推進事業

予算額 22,721千円

高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、新たな求人開拓や生徒の就職相談等の就職支援を行う就職実現コーディネーターを引き続き配置します。外国人生徒や障がいのある生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの支援を行います。

- ⑦ (一部新) 地域とつなぐ職業教育充実支援事業 予算額 4,861千円  
(154,657千円 ※R3年度2月補正予算含みベース)

職業学科における実習環境を整備するとともに、生徒がより高度な専門的知識・技術を習得できるよう、全国規模の競技会への参加や看護・介護の実習を支援します。GAPを生かした学習を通じ、農業に関する実践力を身につけ、経営者や地域のリーダーとなる人材を育成します。また、国の補正予算を活用して、老朽化した農業実習用温室の改修や、新たに自動車整備の基礎となる機械加工を行う実習室の整備を行います。

- ⑧ 実習船建造事業 予算額 845,662千円  
(※R3年度2月補正予算)

水産高校の航海実習における生徒の安全確保や、最先端の航海技術を習得できる環境を整えるため、国の補正予算を活用して、令和5年度末の竣工に向けて実習船「しろちどり」に代わる、新しい実習船の建造工事に取り組みます。

- ⑨ (一部新) 入学者選抜事務費 予算額 18,058千円

高等学校入学者選抜における学力検査問題が、中学校での学習に沿った適切な内容となるよう問題作成を行うとともに、入学者選抜が円滑に実施できるよう制度や手続きに係る情報提供を行います。受検者や学校の負担軽減と利便性向上のため、令和5年4月入学生を対象とした選抜から入学願書や調査書をデジタル化し、Web出願とするための取組を進めます。

### **(3) 特別支援教育の推進**

- ① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業 予算額 19,910千円

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを的確にするため、パーソナルファイルの活用を促進します。高校において、発達障がいのある生徒への支援や保護者への相談、教員への指導・助言を行う支援員を増員するとともに、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。通級による指導を担当する教員等の発達障がいに係る専門性の向上を高める研修を行います。

- ② 特別支援学校メディカル・サポート事業 予算額 6,516千円

医療的ケアの必要な子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、看護師免許を有する職員を中心に校内で連携して医療的ケアを実施するとともに、研修会の実施による専門性の向上や、指導医等の指導・助言を得ながら校内のサポート体制の構築等に取り組みます。

- ③ 特別支援教育に係る教職員研修（教職員研修事業の一部） 予算額 298千円  
経験年数や職種に応じて、特別な支援を必要とする児童生徒の障がいの特性を理解し、その支援方法を学ぶ研修を実施します。また、特別支援学級等を新たに担当する教員を対象に障がいの特性に応じた適切な支援を学ぶ研修を実施します。

- ④ 特別支援学校就労推進事業 予算額 4,690千円  
特別支援学校のキャリア教育プログラムに基づく計画的・組織的なキャリア教育を推進するとともに、外部人材を活用した職場開拓や、企業等と連携した職場実習等を実施することで、高等部生徒の進路希望の実現を図ります。

- ⑤ 特別支援学校施設建築費 予算額 904,443千円  
(1,519,963千円 ※R3年度2月補正予算含みベース)

特別支援学校の施設について、計画的な老朽化対策および施設の狭隘化等に対応するための整備を進めます。盲学校および聾学校については、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転するため、令和4年度は新たな校舎の建築に係る設計を行うとともに、寄宿舎の建築工事を実施します。あわせて、国の補正予算を活用して、杉の子特別支援学校の知的障がいのある中学部生徒が令和5年4月から石薬師分校で学習できるよう校舎の一部改修工事、稲葉特別支援学校の寄宿舎棟を教室として活用する改修工事、西日野にし学園で空調設備の更新を行います。また、松阪あゆみ特別支援学校の教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築に向けた土地取得を行います。

- ⑥ 特別支援学校学習環境等基盤整備事業 予算額 28,866千円  
稲葉特別支援学校や杉の子特別支援学校石薬師分校の改修に伴い、必要となる学習備品や消耗品など、学習環境の整備を進めます。特別支援学校小中学部に転入学する児童生徒の増加に伴い、学習用端末の整備を行います。

#### **(4) 安心して学べる教育の推進**

- ① （一部新）不登校対策事業 予算額 44,987千円  
高校段階で不登校や休学、中途退学により学校との関わりが希薄となる子どもたちに学習支援や自立支援を行うため、県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究に取り組みます。小中学校のモデル校を指定して、潜在的に支援が必要な児童生徒や家庭に、学校での早期かつ組織的な対応ができるよう、共通の基準で課題を把握するスクリーニングの取組を進めます。市町の教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、専門的な支援を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら訪問型支援に取り組みます。

② (新) オンラインを活用した不登校児童生徒の居場所づくり事業

予算額 7,040千円

<事業実施期間：令和4年度>

不登校児童生徒が社会につながるきっかけを得ることができるよう、ファシリテーターの適切な管理のもと、オンライン上で安全で安心して交流できる居場所として、不登校児童生徒が個別もしくはグループで対話や体験活動ができるコミュニティを創出します。

③ (一部新) 不登校支援に係る教職員研修

予算額 829千円

(教職員研修事業の一部)

不登校児童生徒への早期支援や学校での組織的支援を行うための研修を新たに実施します。

④ (一部新) 教育支援センター指導員等に係る実践力向上研修

予算額 540千円

(教育相談事業の一部)

不登校児童生徒や保護者へ適切な支援や対応ができるよう、教育支援センター指導員等の実践力向上を図る研修を新たに実施します。

⑤ (一部新) 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業

予算額 34,082千円

市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への財政的支援を行います。学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員の派遣を行うとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。義務教育段階の学びを提供する夜間中学の体験教室を引き続き実施し、実証研究を通して丁寧にニーズを確認し、公立夜間中学の方向性を定めます。

⑥ 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業

予算額 16,152千円

外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等)および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置します。

⑦ 未来へつなぐキャリア教育推進事業(一部)(再掲)

予算額 7,428千円

(高校生就職実現事業(外国人生徒等対応分))

外国人生徒や障がいのある生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行う就職実現コーディネーターを配置するとともに、進学・就職に関するセミナーを開催します。

- ⑧ 早期からの一貫した教育支援体制整備事業（一部）（再掲） 予算額 2,797千円  
（特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業）

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

- ⑨ 学校防災推進事業 予算額 21,738千円

防災ノートを新入生等に配付するとともに、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、中高生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习を実施します。また、災害時に孤立することが想定される地域に立地する県立学校の児童生徒用備蓄食料を更新します。

- ⑩ 災害時学校支援事業 予算額 561千円

避難所の開設・運営や学校の再開準備、児童生徒の心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」において、大規模災害発生時には隊員を被災した学校に派遣して、学校教育の早期再開を支援します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげます。

## (5) 教育環境の整備

- ① 地域と学校の連携・協働体制構築事業 予算額 5,102千円

地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働本部の取組や、各市町のコミュニティ・スクールの拡充に向けた取組を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。

- ② （一部新）教職員研修事業（一部再掲） 予算額 38,058千円

子どもたちが学習指導要領で求められる資質・能力を身につけられるよう、「令和4年度三重県教員研修計画」に基づき、主体的・対話的で深い学びの授業改善につながる研修を行うとともに、市町教育委員会や学校での状況をふまえ、ICT活用指導力の向上に向けた実践的な研修を実施します。また、不登校児童生徒への早期支援や学校での組織的支援を行うための研修を実施するとともに、インターネット・SNS上でのいじめやトラブルの未然防止、安全に利用するための指導方法に係る研修を実施します。

- ③ 学校における働き方改革推進事業 予算額 317,373千円

限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、感染症拡大防止のための業務や学習教材の準備など、教員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続きすべての公立学校に配置します。

④ 学校情報ネットワーク事業 予算額 424,604千円  
学校情報ネットワークを安全に利用できるよう、機器更新やネットワーク保守など情報基盤の適切な維持管理を行うとともに、ネットワークを利用する教職員に対して、端末のトラブル等への対応に係る助言など運用面での支援を行います。

⑤ (一部新) 小中学校指導運営費 (一部) 予算額 5,151千円  
学習端末を活用した授業が効果的に実施できるよう、セキュリティやコンテンツに関するアドバイザー等を小中学校や市町に派遣するとともに、小中学校におけるICT環境の状況把握や助言、学習ツールの利用に係るサポートなど、各市町に対して運用面での支援を行います。

⑥ 情報教育充実支援事業 予算額 253,351千円  
(358,066千円 ※R3年度2月補正予算含みベース)  
県立学校において、教科「情報」で学ぶプログラミング教育や情報デザインなど、専門的な実習に対応する学習用端末について、リースによる維持、更新を行います。国の補正予算を活用して、子どもたちの理解がより深まる授業や協働的な学びなどICTを用いた教育を充実させるため、指導者用の情報端末を整備します。

⑦ 校舎その他建築費 予算額 2,816,287千円  
県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、トイレの洋式化や校舎のLED化など設備面での機能の向上に取り組みます。

⑧ (一部新) 高等学校学力向上推進事業 (一部) (再掲) 予算額 5,581千円  
普通科において、グローバルな視点から社会の課題をとらえ、その解決に向けて取り組む人材を育成するため、国事業を活用し、モデル校で分野を横断して学ぶ学際的な教育プログラムの実践研究に取り組みます。

⑨ (新) オンラインとリアルによる学校の枠を越えた学び推進事業 (再掲)  
予算額 3,700千円

<事業実施期間：令和4年度～令和6年度>

生徒の多様なニーズに応じた学びを実現するため、通信制課程において、オンラインでの交流や地域での探究活動など学びの充実に取り組みます。全日制課程においては、遠隔授業のモデル構築を進めるとともに、専門分野の放課後講座や大学進学講座など、学校の枠や地域を越えて学べるよう取り組みます。また、これまでに小規模校で取り組んできた地域課題解決型学習を他校でも実施します。

⑩ 教育改革推進事業 予算額 3,826 千円

本県教育の今後のあり方について、国の教育改革の動向をふまえ、幅広い視点から検討する教育改革推進会議を開催します。また、地域協議会を開催し、各地域における高校の活性化や今後のあり方について協議を行います。

⑪ 社会教育推進体制整備事業 予算額 1,334 千円

社会教育の振興を図るため、市町における社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行います。公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催します。

⑫ (一部新) 鈴鹿青少年センター費 予算額 66,448 千円

心身ともに健全な青少年を育成するため、鈴鹿青少年センターを指定管理により運営し、施設利用者の増加や対象者の拡大および社会教育の普及・振興を図ります。また、民間活力の導入による魅力ある施設整備と運営管理を行うため、令和3年度に締結した基本協定に基づき、令和4年度は改修工事等に係る設計を行います。

⑬ 地域文化財総合活性化事業 予算額 90,000 千円

国・県指定等の文化財の所有者等が行う文化財修復等の事業について、技術的な助言および必要な経費に対する支援を行うとともに、所有者等による保存・活用・継承の取組を促進します。

⑭ 世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費 予算額 538 千円

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県および関係市町と連携した取組を行うとともに、資産の保存・管理に多様な主体が参画できるよう講習会・講演会等を開催します。また、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、関係県との連携強化に努めます。

⑮ (新) 三重の文化・歴史を引き継ごう！新しい学びの機会創出事業

予算額 1,500 千円

<事業実施期間：令和4年度～令和6年度>

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に地域の文化や歴史に触れることが難しくなっていることから、地域の文化財への理解や関心を深めるきっかけとして、受講生を募集し、まつりや行事に係る映像視聴や講話、遺跡等の発掘等を行う体験講座を開催します。受講した参加者が、県や市町における文化財の保存や活用、継承の取組に協力したり、さまざまな形で身近な文化財に関わったりしていく契機とします。

## (6) 新型コロナウイルスの感染防止対策と学びの継続

- ① 県立学校児童生徒等健康管理事業（一部） 予算額 38,678 千円  
（県立学校消毒液等配備事業）（※R3 年度 2 月補正予算）  
新型コロナウイルス感染症対策のため、国の補正予算を活用して、県立学校において使用する消毒液等を購入します。
- ② 高校生安心安全通学支援事業 予算額 163,538 千円  
県立高校の生徒の登下校時における「三つの密」を避け、安全で安心に通学できるよう、通学時における路線バス等の公共交通機関の乗車率が高く、さらに代替の交通手段がない学校において、登校時間の調整等では混雑を回避できない公共交通機関の路線に、スクールバスの増便等を行います。
- ③ 特別支援学校スクールバス等運行委託事業（一部） 予算額 176,606 千円  
（特別支援学校スクールバス増便事業）  
特別支援学校に在籍する子どもたちの登校時における「三つの密」を避け、安全で安心に通学できるよう、スクールバスを増便して運行します。
- ④ 少人数教育推進事業（一部）（再掲） 予算額 831,675 千円  
（少人数学級推進事業）  
小学校の少人数学級について、国の学級編制標準が令和 3 年度から計画的に引き下げられていくことをふまえ、国の加配定数を活用して、これまでの本県独自の小学校 1・2 年生 30 人学級（下限 25 人）、令和 3 年度から実施している 3 年生 35 人学級に加え、令和 4 年度は国を先取りして 4 年生を 35 人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境とします。中学校については、引き続き 1 年生での 35 人学級（下限 25 人）を実施します。
- ⑤ 学校における働き方改革推進事業（一部）（再掲） 予算額 191,024 千円  
（スクール・サポート・スタッフ配置事業）  
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い増大した業務に対応するため、感染症拡大防止のための業務や学習教材の準備など、教員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続きすべての公立学校に配置します。
- ⑥ （一部新）運動部活動支援事業（一部）（再掲） 予算額 59,150 千円  
生徒や教職員が安心して全国大会等に参加するための PCR 検査費用を負担します。

- ⑦ (一部新) 高等学校学力向上推進事業 (一部) (再掲) 予算額 45,452 千円  
(ICT・オンライン教育推進事業)  
県立高校でのICT環境の効果的な活用を進めるための支援員を派遣するとともに、ICTによる授業で必要となる著作権料を負担します。
- ⑧ (一部新) 小中学校指導運営費 (一部) (一部再掲) 予算額 79,029 千円  
(学習指導員配置事業) (ICTを活用した教育推進事業)  
子どもたちに応じたきめ細かな支援を行うため、補充的な学習の支援や、授業で教員の補助を行う学習指導員を引き続き配置します。学習端末を活用した授業が効果的に実施できるよう、セキュリティやコンテンツに関するアドバイザー等を小中学校や市町に派遣するとともに、小中学校におけるICT環境の状況把握や助言、学習ツールの利用に係るサポートなど、各市町に対して運用面での支援を行います。
- ⑨ (一部新) 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業 (一部) (再掲) 予算額 3,855 千円  
外国人散在地域の小中学校においても外国人児童生徒が日本語指導を受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導を実施するとともに、初期日本語教室と散在地域における小中学校の児童生徒をつなぐ仕組みを構築します。
- ⑩ 未来へつなぐキャリア教育推進事業 (一部) (再掲) 予算額 7,144 千円  
(高校生就職実現事業 (コロナ対応分))  
一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、新たな求人開拓や生徒の就職相談等の就職支援、地域の魅力ある企業や仕事内容等を生徒に情報提供する就職実現コーディネーターを引き続き配置します。また、外国人生徒や障がいのある生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行います。
- ⑪ 特別活動支援事業 予算額 6,800 千円  
新型コロナウイルス感染症の影響により、県立学校が修学旅行を中止または延期した場合の企画料、学校の臨時休業によりやむを得ず中止した場合に発生するキャンセル料について、その経費を負担します。
- ⑫ 高校生等教育費負担軽減事業 (一部) 予算額 70,023 千円  
(高校生等奨学給付金事業)  
高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減する奨学給付金について、家庭でのオンライン学習に必要な通信費に一定の支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症等の影響による家計急変世帯への支援を行います。

## 2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

令和2年3月の全国一斉臨時休業以来、各学校においては、感染症対策を行いながら、教育活動を工夫して継続してきました。引き続き、これまでの経験を生かし、児童生徒の安全確保と学びの継続を保障する取組を進めていきます。

### 1 令和3年度の取組

#### (1) 県独自のガイドラインによる感染症対策と教育活動の継続

県教育委員会では、基本的な感染症対策や、各教科指導・学校行事・部活動などにおける対策、学校において感染者等が発生した場合の対応、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応、偏見やデマ等への対応などについて示した、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定しています。必要に応じて改訂を加えているとともに、感染状況に応じ、特に留意すべき事項については、改めて周知しています。

夏季休業明けには、緊急事態宣言をふまえて在宅学習を実施しましたが、感染症が発生した場合には、感染拡大を防ぎながら、児童生徒の学びの保障や心身への影響を考えて、臨時休業が長期に及ばないように取り組んできました。

#### (2) 教育活動や学習支援に係る取組

県立学校では、学習や体育祭・文化祭などの教育活動については、県の措置の実施に沿って、感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動（近距離で行うものや、組み合ったり接触したりする運動など）を段階的に縮小したり延期としました。

夏季休業明けの緊急事態措置期間には、オンライン学習などの在宅学習を実施しましたが、個別登校により就職や進学の指導、資格取得に必要な実習、心のケアなどを実施したり、特別支援学校では、自宅等で一人で過ごせないなどの児童生徒の居場所の確保として、学校で受け入れを行うなど、児童生徒に寄り添ったきめ細かな対応にも取り組みました。

また、感染症拡大防止のための業務や学習教材の準備など、教員の支援を行う「スクール・サポート・スタッフ」を配置しました。（小中学校を含むすべての公立学校）

#### (3) 修学旅行に係る取組

修学旅行については、児童生徒の思い出に残る重要な行事であることから、県立学校では、感染拡大状況によって、当面の措置として修学旅行を取り止める場合においても、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮し、中止ではなく延期扱いとするなどの考え方で対応してきました。

緊急事態措置期間（その直前を含む）には延期、それ以外の措置時には、最終学年とそれ以外の学年、また、行先（県内、県外、感染拡大防止措置がとられている地域かそれ以外か）に応じて、実施または延期することとしました。

各学校では実施時期の延期や目的地の変更など工夫して取り組みました。小中学校では、多くの学校で、県南部地域活性化局および観光局による補助金を活用して、県内での修学旅行が実施されました。

#### （４）部活動に係る取組

県立学校では、緊急事態措置期間には、部活動は中止とし、公式大会も原則として延期または中止としましたが、それ以外の措置時には、活動範囲や活動時間を縮小、また、感染症対策を実施しながら段階的に拡大していくなど、工夫して部活動を継続し、公式大会にも参加できるよう取り組みました。

また、12月からは、生徒や教職員が安心して全国・ブロック体育大会に参加することができるよう、参加時にPCR検査を義務付けられた場合の検査費用について、県教育委員会で負担することとしました。（中学校や私立学校も対象。）

#### （５）高等学校入学者選抜に係る取組

在宅学習や分散登校の実施による受検者への影響に配慮し、前期選抜の学力検査の出題範囲を縮小するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により前期選抜、後期選抜および追検査が受検できなかった志願者については、追々検査を設けました。

加えて、令和3年度は新たに、前期選抜および追検査が受検できなかった志願者に設けられた「追々検査」（入学定員の100%を募集する学校、学科・コース（全日制課程7校7学科・コース））を受検できなかった志願者については、「特別の検査」を設け、受検機会を確保しました。

合格者発表については、各高等学校での掲示板による発表に加え、学校情報ネットワークの専用Webページでも行うとともに、令和3年度からは、前期選抜の合格内定者の発表についても、中学校等に閲覧を限定した専用Webページで行いました。

#### （６）高校生の就職支援に係る取組

令和3年度は、就職実現コーディネーターを2名増員して計17名を就職希望者の多い高等学校47校に配置するとともに、各高等学校では、進路担当者と担任を中心に、新型コロナウイルス感染症による高校生の就職への影響が懸念された中でも、希望するすべての生徒の進路を実現するための支援体制を整えました。

緊急事態措置期間においてもオンラインや対面による方法で、9月16日から始まる就職採用選考へ向けた面接指導等を実施するなど、生徒一人ひとりに寄り添った就職支援を行いました。

## (7) 偏見やいじめ・差別をなくすための取組

児童生徒が不確かな情報に惑わされず、新型コロナウイルス感染症に係る偏見やいじめ・差別に気づき、それらをなくすための行動がとれる力を身につけるよう、令和2年度に人権学習指導資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」、学習指導資料その2「考えよう！新型コロナウイルスに感染したときのこと」を作成しました。令和3年度には、ワクチンを接種する・しないに関わらず、だれもが安心して学校生活を過ごせるよう、児童生徒がワクチン接種について理解を深めるため、学習指導資料その3「知っておこう！新型コロナワクチン接種に関すること」を作成しました。

また、新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守るためネットパトロールを毎日（平日）実施しています。

児童生徒の不安や悩みに対応するため、スクールカウンセラーや教育相談員を配置していますが、スクールカウンセラーについては、配置時間を拡充しました。

## 2 令和4年度の対応

### (1) 感染症対策と教育活動の継続

令和4年4月に改訂した「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等をふまえ、これまでの経験も生かし、必要な感染症対策を行い、学校における感染リスクの低減を図り、教育活動を継続できるよう取り組みます。

感染症対策のため教育活動や学校生活にさまざまな制約がある中においても、児童生徒の心身の健やかな成長を図るためには、実技・体験学習や修学旅行・体育祭等の学校行事、部活動などは大切であることから、地域や学校の状況をふまえながら、これらの活動が円滑に実施できるよう取り組みます。

また、マスク着用についても、これから熱中症のリスクが高くなる時期を迎えることに加え、児童生徒一人ひとりの表情が見えるコミュニケーションの機会の確保も望まれるところであり、今後の国等の動向を注視しながら対応していきます。

※ 現時点の「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」では、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する、とされていますが、体育の授業においては基本的にはマスクの着用は必要ないこと、また、熱中症への対応を優先する（熱中症のリスクが高くなるおそれがある場合は、マスクを外す）こと、としています。

## (2) 学習支援

いかなる状況においても、教育活動を円滑に進められるよう、学校現場におけるICTの利活用を推進します。県立高等学校にはICT環境の効果的な活用を進めるための支援員を派遣し、高等学校入学者選抜においては、Web出願を開始します。

小中学校には、学習端末を活用した授業が効果的に実施できるよう、セキュリティやコンテンツに関するアドバイザー等を小中学校や市町に派遣するとともに、ICT環境の状況把握や助言、学習ツールの利用に係るサポートなど、運用面での支援を行います。

また、引き続き、スクール・サポート・スタッフ（全公立学校）や学習指導員を配置するとともに、外国人児童生徒の日本語指導等を支援します。

なお、小学校については、国の学級編制標準が令和3年度から計画的に引き下げられていくことをふまえ、国の加配定数を活用して、これまでの本県独自の小学校1・2年生の30人学級（下限25人）、令和3年度から実施している3年生35人学級に加え、4年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境としていきます。

### 3 三重県教育ビジョンについて

教育を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化や急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society 5.0）等が進む中で大きく変化しているとともに、子どもたちを取り巻く課題もますます複雑化・多様化しています。

こうした社会情勢の変化や課題に的確に対応し、中長期的な視点から本県における教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針として、三重県教育改革推進会議や県議会での審議を経て、令和2年3月に「三重県教育ビジョン」を策定しました。

#### 1 教育ビジョンの基本的事項

教育基本法（第17条第2項）に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、県内の学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲としています。

また、計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間としています。

※ 教育ビジョンは、「三重県教育施策大綱」をふまえ、学校教育を中心とした施策等に関する基本的な方針と具体的な取組内容を示すものであるとともに、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」に掲げた教育関係施策の実施に向けた計画となります。

#### 2 教育を取り巻く社会情勢の変化・子どもたちを取り巻く課題

- ・ 人口減少、少子・高齢社会の進行
- ・ 選挙権年齢・成年年齢の引き下げ
- ・ 持続可能で多様性と包摂性のある社会、ダイバーシティ社会の実現
- ・ 急速な技術革新と超スマート社会（Society 5.0）の実現
- ・ グローバル化の進展
- ・ 雇用環境の変化
- ・ 家庭・地域の状況の変化
- ・ 子どもの貧困と教育格差
- ・ 安全・安心の確保
- ・ スポーツの振興
- ・ 教職員を取り巻く環境
- ・ 国の教育改革の動き

### 3 三重の教育における基本方針

人生100年時代やSociety 5.0時代の到来による社会の大きな変化の中で、子どもたち一人ひとりが豊かな人生を実現していくため、教育の重要性はますます高まっています。また、人口減少や高齢化等が社会的な課題となる中、一人ひとりが自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わり、地域社会を発展させていけるよう教育の充実を図っていく必要があります。

こうしたなか、「三重県教育施策大綱」に掲げられた6つの基本方針に基づき各施策を進めていきます。

- (1) 新しい時代を「生き抜いていく力」の育成
- (2) 社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実
- (3) 誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現
- (4) 三重に根ざした教育の推進
- (5) あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備
- (6) 三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

### 4 教育ビジョンに込める想い

三重の教育における基本方針をふまえ、「誰一人取り残さない教育の推進」、「子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成」、「『オール三重』による教育の推進」をこれからの教育施策を進めていく上での三つの柱としています。

#### (1) 誰一人取り残さない教育の推進

家庭の経済状況や障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての子どもたちが意欲的に学ぶことができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援をとおして、誰もが質の高い教育を受け、安心して学びに向かい、夢や希望を実現していけるよう取り組んでいきます。

#### (2) 子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

一人ひとりの子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることで、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者に対する理解や思いやり・優しさを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまなことに積極的に挑戦し、他者とながら、協働しながら困難な課題を乗り越えていける力を育てていけるよう取り組んでいきます。

#### (3) 「オール三重」による教育の推進

子どもたちの成長を支え、また、複雑化・多様化している教育的課題に対応していくため、学校や行政のみならず、全ての県民力を教育へ結集し、社会総がかりで本県教育を推進していけるよう取り組んでいきます。

## 5 教育ビジョンの基本施策

「三重の教育における基本方針」や「教育ビジョンに込める想い」を具体的に実現していくため、5つの基本施策を推進します。

### 基本施策1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を一体的・調和的に育む中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成します。

### 基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的で調和のとれた育成を基礎としながら、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動する力、他者との絆を大切にしながら課題を解決していく力、異なる文化への理解や郷土への愛着を持って、世界にあっても地域にあっても活躍できる力など、子どもたち一人ひとりに豊かな未来を創っていく力を育みます。

### 基本施策3 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの特性やニーズに応じた教育、就学前から卒業後までの切れ目のない支援を実施し、自立と社会参画に必要となる力を育みます。

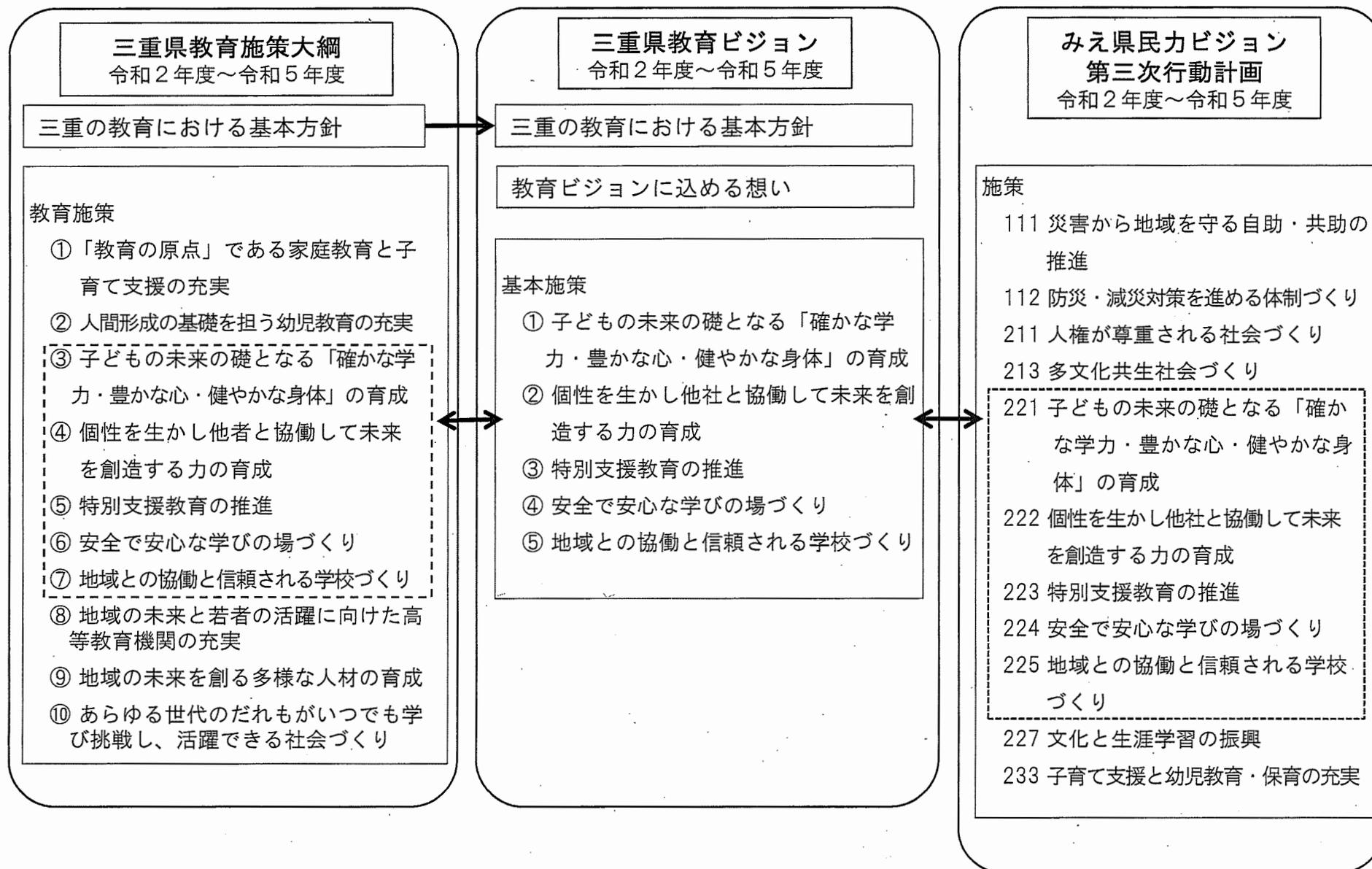
### 基本施策4 安全で安心な学びの場づくり

基本施策1から3の実施・展開を支える土台として、子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境をつくります。

### 基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり

基本施策1から3の実施・展開を支える土台として、保護者や地域の方々等からの信頼を基礎に、学校・家庭・地域が一体となって教育施策を推進していける環境をつくります。

「三重県教育施策大綱」、「三重県教育ビジョン」、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」の関係



## 4 県立高等学校の活性化について

### 1 「県立高等学校活性化計画」の策定

- 社会・経済のグローバル化やAIをはじめとする技術革新の急速な進展による産業構造や雇用環境の変化、少子・高齢化、環境問題など、教育を取り巻く状況は大きく変化しています。また、国においては、学習指導要領の改訂や、GIGAスクール構想の進展など、教育改革が急速に進められています。このような高校教育を取り巻く環境の変化や課題に的確に対応し、持続可能な社会を築くことができる人材を育成していくことが求められています。
- 今後、県内中学校卒業生のさらなる減少が見込まれるとともに、生徒の学びのニーズが多様化している中、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒にこれからの時代に求められる学びを提供し、生徒の社会性・人間性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等もふまえつつ、これからの子どもたちにとって魅力ある県立高等学校のあり方やさらなる活性化について検討し、実現していく必要があります。
- これらのことから、社会状況の変化に対応するため県立高等学校活性化計画を策定しました（計画期間：令和4年度～令和8年度）。

### 2 活性化の取組

#### (1) 自律した学習者を育てる学びの推進

基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進／キャリア教育の推進／  
探究活動の推進／高等教育機関等と連携した教育の推進／  
地域に根ざした教育の推進／ICTの活用による学びの推進

#### (2) これからの社会の担い手となる力の育成

よりよく生きようとする態度の育成／社会の一員としての自覚と責任感の育成／  
グローバル教育の推進

#### (3) 誰一人取り残さない教育の推進

特別な支援を必要とする生徒への支援／不登校の状況にある生徒等への支援／  
日本語指導が必要な生徒への支援／経済的困難な状況にある生徒への支援／  
学びに向かう力を育む教育の推進／交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供

#### (4) 人口減少に対応した学びの推進

協働の学びの機会の確保／学習活動の機会の確保

#### (5) 子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善

教職員の育成／授業力の向上／組織運営体制の強化による教育活動の活性化

#### (6) これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化

普通科・普通科系専門学科／職業系専門学科／総合学科／定時制課程・通信制課程

### 3 これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

- これからの高等学校は、生徒の個性と能力を伸ばしつつ、予測困難な時代を豊かに生きるために必要な力を育み、持続可能な社会の創り手を育成することが求められています。そのため、生徒一人ひとりの興味・関心を高める教育に加え、協働的な学びや学校行事、部活動等を通じ、多様な考え方や価値観にふれ、互いに協力しあったり、切磋琢磨したりしながら、豊かな社会性・人間性を身につけられる環境が一層重要となっています。
- 平成 29 年度から地域の協力を得て取組を進めてきた 3 学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和 2 年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する 15 年先までの中学校卒業生の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあります。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で 1 学年 3 学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととします。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとします。
- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとします。

### 4 今後の対応

すべての県立高等学校において、各校の生徒の実態や学校の状況に応じて県立高等学校活性化計画の取組を進めることにより、次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていきます。

各地域の高等学校の学びと配置のあり方については、従来からの紀南、伊勢志摩、伊賀の 3 つの地域に加え、新たに鈴鹿・亀山、津、松阪の 3 つの地域に活性化協議会を設置し、具体的な内容を丁寧に協議していきます。

#### <参考> 県立高等学校の設置状況（別紙参照）

全日制課程を 53 校（54 校舎）、定時制課程を 11 校、通信制課程を 2 校に設置しています。また、県立高等学校における全日制・定時制高等学校の令和 3 年度の学科別在籍者数は、普通科 54.4%、専門学科 37.1%、総合学科 8.4%となっています（公立と私立をあわせた全国における令和 2 年度の全日制・定時制高等学校の学科別在籍者数は、普通科 73.1%、専門学科 21.5%、総合学科 5.4%）。

県立高等学校の教育課程による分類 【令和4年4月入学生】

※【単】は単位制

別紙

全日制課程

普通科

桑名、桑名西、桑名北、川越、四日市、四日市南、四日市西、朝明、四日市四郷、菰野、神戸、白子、石薬師、稲生、亀山、津、津西【単】、津東【単】、久居【単】、白山、松阪、相可【単】、宇治山田、伊勢、南伊勢(南勢、度会校舎)、志摩、上野、名張青峰【単】、尾鷲【単】、木本、紀南【単】

コース制

四日市(国際科学)、四日市南(数理科学)、四日市西(比較文化・歴史、数理情報)、四日市四郷(スポーツ科学)、白子(文化教養)  
伊勢(国際科学)、名張青峰(文理探究)【単】、尾鷲(プログレッシブ)【単】

農業

四日市農芸、久居農林、相可、明野、伊賀白鳳(生物資源・フードシステム)【単】

工業

桑名工業、四日市工業、四日市中央工業、津工業、松阪工業、伊勢工業、伊賀白鳳(機械・電子機械・建築デザイン)【単】、尾鷲(システム工学)【単】

商業

四日市商業、津商業、白山(情報コミュニケーション)、宇治山田商業、松阪商業【単】、伊賀白鳳(経営)【単】、尾鷲(情報ビジネス)【単】

水産

水産(海洋・機関、水産資源)

家庭

四日市農芸(生活文化)、白子(生活創造)、亀山(総合生活)、久居農林(生活デザイン)、相可(食物調理)、明野(生活教養)

看護

桑名(衛生看護)

情報

亀山(システムメディア)

福祉

朝明(ふくし)、明野(福祉)、伊賀白鳳(ヒューマンサービス)【単】

その他

桑名(理数)、川越(国際文理)、神戸(理数)、稲生(体育)、飯野(英語コミュニケーション・応用デザイン)、津西(国際科学)【単】、松阪(理数)、上野(理数)

総合学科

いなべ総合学園、飯南、昴学園、鳥羽、あけぼの学園、名張、木本【すべて単位制】

定時制課程

普通科

桑名、北星【単】、飯野【単】  
松阪工業【単】、伊勢まなび(昼間部)【単】、上野、名張【単】、尾鷲【単】、木本【単】

専門学科

北星(情報ビジネス)【単】、四日市工業【単】、伊勢まなび(夜間部：ものづくり工学)【単】

総合学科

みえ夢学園【単】

通信制課程

普通科

北星【単】、松阪【単】

専攻科

桑名  
衛生看護専攻科  
四日市工業  
ものづくり創造専攻科  
水産  
漁業専攻科  
機関専攻科

## 5 防災教育・学校施設の整備について

### 1 現状と課題

- (1) 東日本大震災で明らかになった、災害発生時の学校の対応や避難経路の確保などの課題をふまえ、防災教育の見直しや取組の強化を進めてきましたが、南海トラフ地震や津波、年々勢力を増す台風や集中豪雨等の大規模災害から児童生徒の命を守るとともに、児童生徒が自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、新たな手法も取り入れながら、学校における防災教育を一層推進する必要があります。また、学校と家庭や地域が連携して、防災力の強化を図ることが重要ですが、新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで実践してきた取組が難しくなっており、感染症対策を講じた防災教育の進め方を検討する必要があります。
- (2) 大川小学校津波訴訟判決（令和元年10月）を受けて、文部科学省から、「想定を上回る災害発生に備えて、複数の避難場所・避難経路を設定すること」、「教職員が迅速かつ的確に判断・行動できるようにすること」など、これまで以上の防災体制を学校で構築する通知が出されたことをふまえ、各学校では、危機管理マニュアルの点検・見直しを行い、教職員による確認・周知を徹底してきました。引き続き、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応など、新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて、適時に必要な見直しを行っていきます。また、大規模災害発生時には、多くの学校が地域住民の避難所としての役割を担うことから、教職員を対象とした防災に関する研修等を通じて、避難所の運営や被災した児童生徒の心のケアなど、教職員の実践的な災害対応力の向上を図る必要があります。
- (3) 県立学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所にもなる施設です。施設の安全・安心を確保するため、「三重県立学校施設長寿命化実施計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的に老朽化対策を進めるとともに、トイレの洋式化など設備面の機能向上にも取り組む必要があります。また、多機能トイレの整備など、バリアフリー化を進める必要があります。

### 2 令和4年度の主な取組

#### (1) 防災教育の推進

##### ① 防災ノート、1人1台学習端末を活用した防災教育

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に防災ノートを配布するとともに、1人1台学習端末を活用した防災教育を推進します。

また、保護者と児童生徒が、防災ノート等を活用して、家庭の防災対策を話し合うことを促進するなど、家庭と連携した取組を進めます。

#### ○防災ノート

- ・小学生低学年版、小学生高学年版、中学生版、高校生版を作成し、各学校の新生おおよび小学校の新4年生に配布。
- ・ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語による外国語版を作成。

#### ○1人1台学習端末を活用した防災教育

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、従来どおりの避難訓練などの取組が難しい状況が生じたため、令和3年度に、地震発生時の状況を模擬体験できる防災学習用「360度地震体験動画」を作成。

併せて、ポータルサイト「学校防災みえ」をリニューアル。

- ・動画による体験など1人1台学習端末を活用した学習と防災ノートを組み合わせ、児童生徒が災害時に命を守る行動を、主体的に判断できる力を養う防災教育を効果的に推進。

#### ②感染症対策を講じた防災教育の実施

コロナ禍でも安心して体験型防災学習（防災啓発車による地震体験、避難所運営体験等）や、家庭、地域と連携した防災訓練等が実施できるよう、職員を学校に派遣して、感染症対策を講じた防災教育のプログラム作りのアドバイスや、実践のサポートを行います。

### （2）学校における防災体制に係る支援

#### ①防災体制の整備

市町教育委員会、県立学校を訪問して、ハザードマップなどの想定を上回る災害が発生した場合にも対応できる備えや、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応など、各学校における防災体制や危機管理マニュアルについて確認や助言を行います。

また、各学校に配置する学校防災リーダーを対象とした防災研修に、災害時の学校運営等を経験した講師による講話や、学校が避難所となった場合の運営体験メニューを取り入れるなど、防災教育や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

#### ②県立学校の指定避難所指定

市町から県立学校を指定避難所として活用したい旨の依頼があった際には、積極的に対応するよう県立学校に周知するとともに、避難所の指定が円滑に進められるよう、支援します。

### (3) 災害時の学校支援体制の整備

災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員により、令和2年度から設置している「三重県災害時学校支援チーム」について、チーム隊員のスキルアップを図るとともに、災害が発生した際には、被災した学校に隊員を派遣して、学校の早期再開に向けた支援を行います。

- ・ 三重県災害時学校支援チーム隊員：77名（令和4年4月現在）

### (4) 学校施設の整備

#### ① 県立学校

令和2年3月に策定した「三重県立学校施設長寿命化実施計画」に基づき、計画的に老朽化対策や普通教室棟のトイレの洋式化に取り組めます。あわせて、学校施設のバリアフリー化に向け、多機能トイレの整備を行います。また、省エネルギー化を推進するため、普通教室の照明のLED化を進めます。

#### ② 公立小中学校

非構造部材の耐震対策工事や老朽化対策、またバリアフリー化の整備等、小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。

## 6 学校における働き方改革の推進について

### 1 時間外労働時間削減に向けた取組

#### (1) 現状と課題

学校における働き方改革の推進は、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行うことを目的としています。

令和元年12月に給特法（「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」）が改正されました。これを受け、県教育委員会および市町教育委員会は、所管する学校の教職員の時間外労働の上限を月45時間、年360時間とする規則および方針を定め、その実現に向け、業務の削減や必要な環境整備等の学校における働き方改革を進めてきたところです。

令和3年度における時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数とすべての教職員に対する割合は、小学校で約631人（9.0%）、中学校で約873人（23.0%）、県立学校で約253人（5.6%）となりました。新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業のため通常の状態ではなかった令和2年度と通年では同程度ですが、通常の状態であった令和元年度の同時期との比較では、小学校で50.8%減、中学校で41.2%減、県立学校で53.3%減となっており、これまで継続してきた学校における働き方改革の取組により減少しているものの、教職員の長時間労働が解消されるまでには至っていない状況です。

各教育委員会および学校は、教職員の長時間労働の解消に向け、業務の削減や見直しを進め、学校における働き方改革をなお一層推進する必要があります。

#### 【時間外労働が月45時間を超える教職員の月平均人数の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	1,617(22.7%)	1,282(18.1%)	678(9.6%)	631(9.0%)
中学校	1,752(46.0%)	1,484(39.2%)	883(23.3%)	873(23.0%)
県立学校	619(13.9%)	542(12.4%)	235(5.0%)	253(5.6%)

※（ ）内は各校種ごとのすべての教職員に対する割合

## (2) 今後の取組

令和4年度は、引き続き、県教育委員会および市町教育委員会と学校が一体となって、総勤務時間縮減に係る目標の設定と統一した3項目(定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮)に取り組むほか、専門人材・地域人材を活用した教職員の業務負担軽減、ICTを活用した業務の効率化、学校および教職員が担う業務の見直し、各学校の主体的な取組の推進、部活動の地域移行を含む部活動改革に取り組めます。

また、スクール・サポート・スタッフを全ての公立学校(小中学校493校、分校を含む県立学校75校)に配置するほか、部活動指導員を122名(32名増)配置します。加えて、スクールカウンセラー(65,640時間4.2%増)およびスクールソーシャルワーカー(16,619時間21.3%増)の配置時間を拡充します。

## 2 教職員の健康管理について

### (1) 現状と課題

教職員のメンタルヘルスの不調には、「本人が気づきにくい」、「周りに相談できず一人で抱え込みがちである」、「再発しやすい」、「採用時や異動後など環境の変化があった場合に生じやすい」といった特徴があることをふまえ、予防対策、不調者への早期対応、復職支援および再発防止の各段階での取組を行っています。

本県における教職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、平成30年度以降減少傾向となり、令和2年度は、全国平均0.56%を下回る0.48%(在職者数14,659人のうち71人)となりました。

しかしながら、毎年一定数の教職員がメンタルヘルスの不調により休職する状況が続いていることから、臨床心理士や精神科医の専門家からの助言もふまえ、メンタルヘルス対策がより効果的な取組となるよう進めていく必要があります。

三重県および全国の教職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合(単位:%)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度
三重県	0.59	0.65	0.65	0.65	0.58	0.59	0.48
全国	0.55	0.54	0.53	0.55	0.57	0.59	0.56

## (2) 今後の取組

### ① 予防対策

#### (ア) 各種研修

心の健康の保持増進については、不安や悩み、ストレスと心の健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修として、初任者研修およびメンタルヘルスセミナーを実施します。また、管理職員が、所属する職員の抱えるストレスに気づき対処する方法を身につけるラインケア研修を新任校長および新任教頭を対象として実施します。異動して一年目（新規採用者を含む）の教職員に対しては、職員同士が繋がりや悩みを共有できる機会や産業医との面談の場を設けるよう取り組み、メンタル不調の予防に努めます。

#### (イ) ストレスチェック

教職員のストレスへの気づきや職場環境の改善を通じて、メンタル不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施します。「ストレスチェック」の結果を活用し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めます。

### ② メンタル不調者への早期対応

心の不調への早期の気づきと対応については、教職員を対象にした臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職員がメンタル不調者の早期対応や職場復帰に際し、個別の支援や職場の支援について専門医に相談する「メンタルヘルスカンファレンス」を実施します。

また、県立学校の管理職が、利用できる事業や制度などを相談できる「メンタルヘルスコンシェルジュ」事業を実施します。

### ③ 復職支援および再発防止

療養していた教職員が復帰する際には、職場の雰囲気や業務に慣れるため、一人ひとりの状況に応じた復帰訓練を実施し、復職後、最大2年間、臨床心理士による面談を実施するなど、再発防止を図っていきます。

## 7 地方公務員法の一部改正に伴う定年引上げについて

### 1 制度概要

#### (1) 定年引上げ

地方公務員法の一部改正に伴い、現行 60 歳の定年について、国家公務員と同様、令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年度に 65 歳となります。

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
60(定年)	61(定年)		62(定年)		63(定年)		64(定年)		65(定年)	
60 定年	61	62	63	64	65					
59	60	61 定年	62	63	64	65	引き上げ期間中は、定年から 65歳まで再任用が可能			
58	59	60	61	62 定年	63	64	65			
57	58	59	60	61	62	63 定年	64	65		
56	57	58	59	60	61	62	63	64 定年	65	
55	56	57	61歳から定年までは短時間勤務 での再任用も可能			61	62	63	64	65 定年

※数字は各年度末時における職員年齢

#### (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

管理監督職の職員について、60 歳に達した日の翌日から同日以後の最初の 4 月 1 日までの間に管理監督職以外の職に異動（降任又は降給を伴う転任）させることとなります。

なお、役職定年となる管理監督職は、管理職手当を支給されている職およびこれに準ずる職となります。

#### (3) 定年前再任用短時間勤務制

定年引上げにより 65 歳までフルタイムで勤務することが原則となる中、多様な働き方のニーズに対応するため、60 歳以降に退職する職員を短時間勤務の職で再任用することができるようになります。

なお、現行の再任用制度は廃止されますが、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用制度が導入されます。

#### (4) 60歳超の職員の給与

##### ① 給料月額7割措置

60歳に達した日後最初の4月1日以降の職員の給料月額は、当分の間、その者に適用される給料表の級号給に応じた額の7割を支給します。(役職定年の場合は、降任等をされる前の給料月額の7割となるよう差額を支給します。)

また、給料月額の水準と関連する手当(地域手当、期末勤勉手当等)も、同様に7割に相当する額を支給します。

##### ② 退職手当

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職と同様に算定します。

なお、退職手当の算定にあたっては、現行の定年(60歳)の年度までの期間について計算し、その時点で退職手当支給率の上限である勤続年数35年に達していない職員については、60歳を超える期間分についても計算を行います。

#### (5) 高齢者部分休業の導入

高齢期職員(60歳以上)について、職員の申請に基づいて、公務の運営に支障がない場合に休業を認める高齢者部分休業制度の導入を検討します。

なお、高齢者部分休業は休業する時間に応じて、給与を減額します。

## 2 今後の予定

令和5年4月1日の制度施行に向けて、令和4年6月定例会議に必要な条例案の提出を行う予定です。

## 8. 不祥事根絶に向けた対応策について

教職員一人ひとりが自己の使命と職責の重大さを認識し、信頼される学校・教職員であり続けるために、令和3年3月に策定した「不祥事根絶に向けた対応策について」に基づき、県立学校長会等あらゆる機会をとらえて、不祥事の根絶に向けて全力で取組を進めているところです。

今後も引き続き、県教育委員会に設置した「コンプライアンス推進委員会」を随時開催し、校内研修で活用する研修題材を作成するなど、学校を取組を支援します。

各市町教育委員会に対しては、市町教育長会議において県教育委員会の取組を参考に、不祥事根絶に向けたより実効性のある取組を、それぞれが主体的に進めるよう依頼しました。

不祥事の根絶に向けた取組状況は、以下のとおりです。

### 1 信頼される学校であるための行動計画

各県立学校に設置した「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性などを議論し、学校として取り組む事項を検討しています。各学校の「信頼される学校であるための行動計画」にこれらを記載し、校長のリーダーシップのもと取り組んでいます。

県教育委員会は、校長の期首面談等を用いて、進捗状況の確認や助言を行うとともに、優良な取組事例を全県立学校に周知し、実施を働きかけます。

### 2 初任者研修および年次別研修

年度当初の初任者研修において、コンプライアンスについての研修を実施する際、初任者に対して、教員になるにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出させます。

教職6年次研修および中堅教諭等資質向上研修においても、コンプライアンスについての研修を実施し、教員としてあるべき姿を改めて考え直す機会を設けます。

提出されたレポートについては、新規採用者が教職6年次研修を受講する際など、5年後の年次別研修で返却し、その当時記載した内容を振り返り、改めて教員としてのあり方等を見直す機会を持つ予定です。

### 3 講師等の研修の見直し

講師等の研修を見直し、常勤の講師等は、総合教育センター主催の「常勤講師等研修」を3年に1回受講し、受講後に講師等として勤務するにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出することとしています。

また、非常勤講師を含む講師全員に、各学校で年度当初に「講師等研修ノート」を配布し、教員としての心構えや講師の服務等について、校長が研修を行います。

#### 4 教職員による「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

県立高等学校および特別支援学校高等部の生徒を対象に、教職員による「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」を実施し、各学校で生徒へのかかわり方を見直す機会を設けています。今後は、アンケートの調査対象の拡大について検討します。

#### 5 教職員向けコンプライアンス・ハンドブックの作成、活用

令和3年9月、サービスの基本事項、不祥事発生に係る原因・背景や対応策をとりまとめた「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を作成しました。県立学校において、コンプライアンス・ミーティング等で、これまで教育委員会が作成した資料や通知等とあわせて活用し、不祥事の根絶に取り組んでいます。

#### 6 管理職向けマニュアル「不祥事の未然防止に向けて」の作成、活用

令和4年3月、学校における不祥事を未然に防止するためのリスクマネジメントと、万が一不祥事が起きた場合、その影響を最小限に抑えるための初動対応をとりまとめた「管理職向けマニュアル『不祥事の未然防止に向けて』」を作成しました。県立学校において、本冊子を活用しながら各学校に応じた方策を検討し、不祥事の未然防止に取り組めます。

#### 7 わいせつ行為に至る背景等の分析

本県や他府県における盗撮等のわいせつ行為について、わいせつ行為に至る背景等を分析し、それをもとに、コンプライアンス・ミーティングなどの題材として活用できる事例シートを作成します。県立学校において、この事例シートを活用したコンプライアンス・ミーティングを実施し、各事例に至った原因・背景は何か、不祥事を起こさない、起こさせないために何が必要か、考える機会を設けます。

## 9 小中学校教育について

平成29年3月31日に新しく改訂された幼稚園教育要領は平成30年度から、小学校学習指導要領は令和2年度から、中学校学習指導要領は令和3年度から全面実施されています。

特に、「GIGAスクール構想」の推進、道徳の「特別教科化」、小学校外国語教育の早期化・教科化などについては、各学校が適切に対応できるよう授業改善等の取組を引き続き進めていく必要があります。

### 1 道徳教育の充実

生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題の発生、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が懸念される中で、子どもたちの生命倫理や規範意識、人間関係を形成する力等を向上していくため、「考え、議論する道徳」への転換により児童生徒の道徳性を育むことが求められています。このことから、各学校における道徳科の授業の充実を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 県全体での道徳教育の充実を図るため、道徳教育推進教師や各市町道徳教育担当指導主事を対象とした道徳教育推進会議等を開催し、道徳教育アドバイザーを招聘した研修や情報交換および協議を行います。  
また、好事例の学習指導案を、県教育委員会のWebサイトやクラウド上に掲載していきます。
- ② これまでの実践研究の成果や道徳教育アドバイザーの派遣による授業実践の好事例をまとめた「道徳科の指導資料集」（令和2年3月・県教育委員会作成）の活用を促すとともに、引き続き、道徳教育アドバイザー（2名）を学校へ派遣し、効果的な指導方法等について具体的な指導助言を行い、道徳科の授業の充実を図ります。
- ③ 道徳教育実践推進地域に指定した市町を支援し、公開授業等により、その取組の成果を普及します。（実践推進地域：四日市市、名張市）

### 2 ICT教育の推進

Society 5.0時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められます。整備された1人1台学習端末の効果的な利活用を進め、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を図るため、以下の取組を進めます。

- ① セキュリティや教育コンテンツ、授業での効果的な活用に関する助言を行うセキュリティアドバイザー（1名）や教育コンテンツアドバイザー（3名）を市町教育委員会や小中学校に派遣するとともに、アドバイザーを講師とした研修会を実施し、1人1台端末の効果的な利活用を推進します。
- ② 市町教育委員会と県教育委員会の担当者がICT教育についての情報共有や取組の実施を目的に協議を行う「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を定期的に開催し、最新の知見や優良事例の共有等を図ります。
- ③ 県教育委員会と市町教育委員会や学校との共有データベースを運用し、県内の優良事例や動画マニュアル等の共有を図ります。

### 3 幼児教育の推進（三重県幼児教育センターの取組）

現行の幼稚園教育要領、保育所保育指針等においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通して示されるなど、小学校以降の教育を見据え、内容の整合性が図られています。幼児教育・保育のより一層の質の向上が求められるとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた取組を充実する必要があることから、以下の取組を進めます。

- ① 県教育委員会事務局内に設置した三重県幼児教育センターから、県内の園を訪問して助言・支援を行う幼児教育アドバイザー、市町の幼児教育推進への助言を行う幼児教育スーパーバイザーを派遣します（計6名）。
- ② 市町や幼稚園等における保育者の人材育成を支援するため、県主催研修を保育者のライフステージと資質能力毎に整理・見える化した「保育者としての資質の向上に関する指標モデル」の活用を促進していきます。
- ③ 保幼小の教職員が円滑な接続に資する保育・教育活動を適切に行うことを目的に、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用した取組を市町と連携しながら進めるとともに、各地での保幼小接続の一層の充実が図れるように、保幼小教員等を対象とした保幼小接続に関する研修会を実施します。
- ④ 就学前の生活習慣の確立のためのチェックシートの活用を促進します。

### 4 夜間中学に関する取組、検討

平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）において、全ての都道府県および市町村は、夜間中学を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずる努力義務があります。

県教育委員会では、令和元年度および令和2年度にニーズ調査を実施しました。令和2年度の調査結果では、181件の回答中、「夜間中学での義務教育」の希望が53件、「一部の分野・教科の学習」が32件、「日本語だけを学ぶ」が73件でした。これを受け、令和3年3月には、市町教育委員会、夜間中学校長経験者、外国人支援団体などによる委員会において、働きながら学ぶ負担等も考慮し、ニーズとのミスマッチによって生徒に不利益を与えないよう、一定期間、実証的検証が必要とする今後の方向性を取りまとめました。令和3年度および令和4年度に実証的検証の場として夜間学級の体験教室を開催し、詳細なニーズや課題を把握した上で、公立夜間中学の設置の可否について判断することとしています。

#### ① 令和3年度夜間学級体験教室「まなみえ」について

令和3年度の体験教室について、各市町教育委員会等の協力も得て受講生の募集を行ったところ、事前に14名の参加申し込みがあり、このうち8名が継続的に参加しました。申し込みの段階では、「学校での学習」に不安を感じる方が少なくありませんでしたが、参加した受講生は、多様なクラスメイトと共に学び合う授業に意欲的に取り組んでいました。また、当初は、学力に応じた個別支援の時間を長く設けましたが、受講生の意向もふまえ、徐々に一斉授業の時間を増やすようにしました。

<開催概要>

期間 令和3年10月5日から12月14日 毎週火・木曜日（全20回）  
18時から20時まで（45分授業×2コマ）

内容 国語と数学

受講生（令和3年12月14日時点）

津会場：10代～50代 5名 四日市会場：10代～30代 3名

※この内、外国にルーツがある方は3名、不登校等経験がある方は6名。

※受講生の居住地：四日市市、菰野町、亀山市、津市、松阪市

② 令和4年度夜間学級体験教室「まなみえ」について

令和4年度の体験教室については、さまざまな事情を抱えた方が安心して参加できる環境を確保しつつ、より中学校に近い形で検証を行います。具体的には、週当たりの授業日および一日当たりの授業時数を増やし、国語、社会、数学、理科、英語の授業を展開するとともに、実技教科や特別活動も取り入れています。

また、受講生の習熟度をふまえた個別の学習支援の時間と、教室内の学び合いを意識した授業の時間を組み合わせた時間割を設定します。

さらに、中学校卒業資格の取得という具体的な目標を提示する観点から、受講生の状況に応じて、学期末の評価と、中学校卒業程度認定試験の受験に向けた支援を行う予定です。

<開催概要>

期間 1学期：4月25日（月）～7月7日（木）（祝日を除く）月火木の全30回  
2学期：9月上旬～10月中旬（祝日を除く）週3日の全20回

内容 国語・社会・数学・理科・英語・実技教科

※基礎学習として、小学校段階の復習も実施

受講生（令和4年5月10日時点）

津会場：10代～50代 9名 四日市会場：10代～30代 6名

※この内、外国にルーツがある方は7名、不登校等経験がある方は6名。

※受講生の居住地：四日市市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市

※令和3年からの継続は6名

会場 津会場（三重県総合教育センター）

四日市会場（三重県立北星高等学校）

③ 今後の取組について

体験教室の受講生等に対するアンケートや入学希望調査を行い、継続的な生徒確保の見通し等の分析を進めます。また、令和4年10月頃、公立夜間中学の設置の可否について方向性を判断します。公立夜間中学を設置することとなった場合、市町教育委員会と連携し、設置者や設置場所の検討、教育課程、関係条例・規則の整備等を進めます。

## 10 学力の育成について

### I 学力の育成

学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度(学びに向かう力)を養うことが大切です。

子どもたちが主体性を持って他者と協働しながら学ぶ態度を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、県民総参加で子どもたちの学力の育成に取り組みます。

#### 1 現状と課題

##### (1) 令和3年度全国学力・学習状況調査結果

- ・教科に関する調査の結果は、平均正答率が全国平均を上回った教科が小中学校合わせた4教科中1教科(中学校数学)にとどまりました。
- ・算数・数学の問題に主体的に取り組んでいるとの回答が全国を上回り、これまでで最も高い状況です。
- ・人の役に立ちたい、困っている人を助けているとの回答が全国を上回り、これまでで最も高い状況です。
- ・「テレビゲームの使用時間」が全国を上回り、「学習時間」「読書時間」ともに全国を下回る状況が続いています。
- ・今後も、ICTも効果的に活用しながら、学習指導要領をふまえた授業改善や個に応じた指導、学習内容の定着状況の確認を進めるとともに、生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立に向けた取組を進める必要があります。

#### 【参考】

<令和3年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙結果>

- ・( )の数値は、全国との差を示します。

##### ① 算数・数学の問題の解き方が分からないときは、あきらめずにいろいろな方法を考える

	H29	H30	H31	R3
小学生	82.0(+0.9)	79.2(+0.8)	82.9(+0.9)	83.9(+1.2)
中学生	76.2(+2.7)	72.7(+2.4)	—	78.5(+2.7)

##### ② 人の役に立つ人間になりたいと思う

	H29	H30	H31	R3
小学生	92.8(+0.3)	95.5(+0.3)	95.5(+0.3)	95.8(+0.3)
中学生	92.7(+0.8)	95.5(+0.6)	94.8(+0.5)	95.7(+0.7)

##### ③ 人が困っているときは、進んで助けている

	H29	H30	H31	R3
小学生	86.9(+1.6)	—	88.8(+0.9)	90.1(+1.4)
中学生	86.0(+1.6)	—	86.9(+1.0)	90.5(+2.0)

##### ④ 平日のテレビゲームの時間(3時間以上)

	H29	H30	H31	R3
小学生	19.4(+1.8)	—	—	31.4(+2.4)
中学生	23.6(+2.2)	—	—	38.9(+6.6)

⑤ 平日の学習時間（1時間以上）

	H29	H30	H31	R3
小学生	61.6(-2.8)	62.7(-3.5)	64.2(-1.9)	59.6(-2.9)
中学生	66.5(-3.1)	67.5(-3.1)	67.5(-2.3)	73.3(-2.6)

⑥ 休日の学習時間（1時間以上）

	H29	H30	H31	R3
小学生	47.9(-9.4)	—	—	53.4(-7.6)
中学生	62.0(-7.4)	—	—	70.9(-6.7)

⑦ 授業時間以外の読書時間（平日10分以上）

	H29	H30	H31	R3
小学生	61.8(-1.5)	64.4(-1.8)	63.9(-1.8)	58.6(-2.6)
中学生	47.7(-3.7)	49.6(-3.9)	45.5(-4.9)	46.1(-4.0)

## 2 令和4年度の取組

### (1) 授業改善の取組

- ・学習指導要領で求められている資質・能力を育成するための授業改善がさらに進むよう、教員を対象に国の調査官を招聘し、公開を伴う提案授業に対する講評や講演による授業改善研修会を開催します。

### (2) 理解・定着を図る取組

- ・全国学力・学習状況調査や、みえスタディ・チェック等を活用し、学力向上に向けた学校全体の計画的な取組を促進します。あわせて、国語、算数・数学の単元別ワークシートや、経年課題である「割合」「図形」「読む力・伝える力」について学び直しができるワークシートを学習端末に提供し、つまずきの克服につなげます。

### (3) 習熟の程度に応じたICTを活用した指導方法の研究・検証

- ・モデル校(52校)を指定し、学力向上アドバイザーの指導・助言を得ながら、算数・数学の習熟度別指導において、習熟の違いに応じた学習端末の活用の工夫、ノートや具体物を用いた学習方法と学習端末を用いた学習方法を組み合わせた指導方法の工夫等について研究実践し、好事例を県内小中学校に水平展開します。

### (4) 生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立

- ・みえスタディ・チェックの実施にあわせて、学習習慣や生活習慣等に係る質問紙調査を実施し、その結果を分析して、早い段階から、課題の改善に向けて市町の実状に応じた支援を行います。
- ・市町教育委員会訪問で、市町の主体的な取組（ノーメディアデーの実施、家庭学習の手引きやリーフレットの配付、保護者アンケートの実施・活用等）について意見交換します。また、市町の地域人材による放課後等の学習の先進的な取組や、市町や学校の児童生徒の読書活動を促進する取組を紹介します。

## II 少人数教育

### 1 令和3年度の取組と課題

#### (1) 少人数学級の取組

小学校1・2年生での30人学級(下限25人)、中学校1年生での35人学級(下限25人)を継続することで、令和3年5月1日現在、小学校1年生では92.4%、2年生では88.3%の学級が30人以下となり、中学校1年生では94.7%の学級が35人以下となりました。加えて、国を先取りする形で小学校3年生を35人学級としました。

少人数学級を実施している学校においては、毎年、指導上の効果や児童生徒の姿容、保護者の反応などを確認しています。令和3年度においては、授業につまずく児童生徒の減少、授業中の集中力の増加、話し合い活動の充実、落ち着いた学校生活の実現などが報告されており、保護者の安心感や信頼感の向上にもつながっています。引き続き、少人数学級を実施し、基本的な生活習慣の定着と学力の向上を図り、安全で安心に学べる環境を確保することが必要です。

#### (2) 少人数指導の取組

平成28年度、29年度の実践推進校において、少人数指導の実践研究を進め、検証を行いました。算数・数学では、習熟度別指導がより効果が見られたことをふまえ、少人数指導の加配配置校において、算数、数学の少人数指導に取り組む学年については、総授業時数の70%以上で習熟度別指導を実施することとしています。

令和3年度は、小学校89.3%、中学校92.4%の学年が総授業時数の70%以上で習熟度別指導を実施しました。習熟の違いに応じて、ICT機器を活用した効果的な指導方法の研究に取り組んだ学校の実践をガイドブックとしてまとめ、県内の小中学校に共有しました。今後さらに、学習指導要領のもと、1人1台学習端末を活用する中で、一人ひとりの理解が深まるよう、指導方法を工夫していく必要があります。

### 2 令和4年度の取組

#### (1) 少人数学級の取組

児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、これまでの本県独自の小学校1・2年生30人学級(下限25人)、令和3年度から実施している3年生35人学級に加え、令和4年度は国を先取りして4年生を35人学級とします。中学校については、引き続き1年生での35人学級(下限25人)を実施します。

#### (2) 少人数指導の取組

算数、数学の少人数指導に取り組む学年については、引き続き総授業時数の70%以上で習熟度別指導を実施するよう取り組みます。習熟の違いに応じた1人1台学習端末等のICT機器の活用の工夫についても引き続き研究を進め、取組の成果を各学校に周知します。

TT(ティーム・ティーチング)においては、これまでの取組から、より効果が見られた、教員2人の役割分担が明確で、子どもの学習状況をふまえた指導を各学校に周知します。

【参考資料】三重県の少人数教育の取組

	H15	H16	H17	H18	H19～H22	H23	H24～R2	R3	R4
小学校	1年生 30人学級 (下限25人)	1・2年生 30人学級 (下限25人)				国:1年生35人学級  +1・2年生 30人学級 (下限25人)	国:1年生35人学級  +1・2年生 30人学級 (下限25人) <u>+2年生</u> 36人以上 学級解消	国:1・2年生35人学級  +1・2年生 30人学級 (下限25人) <u>+3年生</u> 35人学級	国:1～3年生35人学級  +1・2年生 30人学級 (下限25人) <u>+4年生</u> 35人学級
中学校	—	—	1年生 35人学級 (下限25人)	1年生 35人学級 (下限25人) 強力的実施	5				
小学校 中学校	少人数指導を実施するための教員配置								

## 1 1 高校教育について

### 1 高等学校学習指導要領への対応

#### (1) 基本的な考え方

令和4年度入学生から実施される高等学校学習指導要領では、知識および技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視し、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力の育成をめざしています。生徒が知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたりすること等を重視した学習の充実を図ります。

#### (2) 教科・科目構成の見直し

高等学校において育成をめざす資質・能力をふまえつつ、教科・科目の構成を改善しています。主な改善内容は以下のとおりです。

- 実社会での国語による活動に必要な資質・能力の育成をめざす「現代の国語」、日本で受け継がれてきた言語文化への理解を深める「言語文化」の新設
- 日本史と世界史を融合した「歴史総合」、国際理解を進める「地理総合」の新設
- 法、政治、経済など幅広い分野をテーマに、現実社会に対応する力をつけることを目的とした「公共」の新設
- 科学技術の分野で活躍できる人材の育成をめざす理科と数学を組み合わせた新教科「理数」の新設

<主な変更点> (下線の科目は必修科目。 ※は1つを必ず選択。)

教科	令和3年度入学生の科目構成	令和4年度入学生の科目構成
国語	<u>国語総合</u>	<u>現代の国語</u> ， <u>言語文化</u>
	現代文A，現代文B	論理国語，文学国語
	古典A，古典B	古典探究
	国語表現	国語表現
地理歴史	<u>世界史A</u> ， <u>世界史B</u> ※	<u>歴史総合</u> 世界史探究，日本史探究
	<u>日本史A</u> ， <u>日本史B</u> } ※	
	<u>地理A</u> ， <u>地理B</u> } ※	
公民	現代社会	<u>公共</u>
	倫理，政治・経済	倫理，政治・経済
数学	<u>数学I</u> ， <u>数学II</u>	<u>数学I</u> ， <u>数学II</u>
	数学III	数学III，数学C
	数学A，数学B，数学活用	数学A，数学B，数学C
情報	<u>社会と情報</u> ， <u>情報の科学</u> ※	<u>情報I</u> ， <u>情報II</u>
理数		理数探究基礎，理数探究

### (3) 本県高等学校における主な取組

- 令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、高校生が社会の形成者としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し課題の解決に向けて主体的に行動する力を育む必要があります。各学校においては、公民科や家庭科を中心に、授業や特別活動の時間を活用しながら、主権者教育や消費者教育を体系的に推進します。
- 各教科の基礎的な知識および技能を習得し、その知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連づけて理解を深めるとともに、知識を他の学習や生活の場面で活用できるよう「探究的な学び」を推進します。また、生徒同士が学校の枠を越えて議論するなど、主体的に活動し、学び合う取組を推進するため、各学校の探究的な学習の成果を集めた生徒発表会「みえ探究フォーラム」を開催します。
- 各学校においては、一人一台端末を活用し、生徒にとってよりわかりやすい授業の実践、学校と家庭での切れ目のない学習に取り組んでおり、課題等の送受信、資料や動画の共同編集等に加え、大学教授等による専門性の高い講座の受講や海外高校生とのオンライン交流、臨時休業時や欠席となった生徒への授業の配信等を行っています。
- 文部科学省等の研究指定事業による実践研究として、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定校6校が、課題研究を中心とした先進的な理数系教育に取り組んでいます。また、今年度から上野高校において、普通科の特色化・魅力化を実現するための研究に取り組んでいます。

## 2 キャリア教育の推進

### (1) キャリア教育の充実

生徒が働くことの意義や大切さを理解し、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身につけ、地域で活躍できるよう、各学校では、策定したキャリア教育全体計画に基づいて、入学時からの組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

また、業種や職種についての研究や、地域の事業所を題材とした新たな学びの入り口となる職業ポータルサイトを作成するとともに、生徒が主体的に職業理解や事業所研究を進め、高い職業意識を身に付けられるように、新たにキャリア学習支援員4名を任用し、事業所と連携して実施するキャリア教育に取り組む学校や生徒を支援します。

### (2) 進路実現に向けた支援の充実

新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況や高校生の就職を取り巻く環境が変化するなか、就職実現コーディネーター14名を任用し、就職を希望する生徒が多く在籍する高等学校47校に配置します。就職実現コーディネーターが、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校や生徒に提供することで、障がいのある生徒や外国人生徒を含めた就職を希望するすべての生徒の就職実現につなげます。

### 3 三重県立高等学校入学者選抜について

#### (1) 三重県立高等学校入学者選抜制度検討会について

本県では、平成 31 年 4 月に高等学校に入学する生徒を対象とした選抜から、県外出身の生徒が三重県立高等学校に魅力を感じて入学することで、県内外の生徒が互いにより影響を受けてともに成長し、「部活動を通じた活性化」、「小規模高等学校の活性化」、「学科・コースの活性化」の 3 つの観点により高等学校のさらなる活性化につながるよう、保護者の転住を伴わない県外からの入学志願制度を始めました。

本制度について導入時に、平成 31 年 4 月に入学した生徒が高等学校を卒業した後の令和 4 年度に検証するとしていたことから、今年度、三重県立高等学校入学者選抜制度検討会を開催します。

また、三重県立高等学校入学者選抜制度検討会では、三重県公立高等学校協議会でこれまで議論してきた再募集の在り方について、引き続き協議されるよう協議会から申し入れがあったことから、再募集の在り方についても協議を行います。

#### (2) 令和 5 年度三重県立高等学校入学者選抜における入学願書のデジタル化について

県立高等学校入学者選抜への出願については、これまで志願者は入学願書の手書きや修正が生じた場合の書き直しなど、中学校は入学願書の確認や高等学校への持ち込みなど、高等学校は願書の受付業務や志願者情報を手作業で入力するなど、それぞれで大きな負担となっていました。

そこで、今年度中に Web により出願できるシステムを構築し、現在の中学校 3 年生等が受検する令和 5 年度入学者選抜から運用することをめざしています。Web 出願システムを導入することにより、志願者や保護者の利便性の向上と、学校担当者の大幅な負担軽減と業務の効率化を図ります。

### 4 実習船建造について

水産高校の実習船「しろちどり」は、平成 12 年 3 月の建造以来、海技士養成のための乗船実習や漁業実習を行う船として運航し、22 年が経過しています。生徒の安全を確保するとともに、最先端の航海技術を学んだり漁業実習を行ったりできるよう、令和 5 年度末の竣工をめざし、新しい実習船の建造を進めています。新しい実習船では、安全性を高めるため、船内で生活する部屋を海面より高くなるよう設計するとともに、釣台を船尾だけでなく側面にも設けたり、船の側面部分を壁面で覆ったりして落水事故防止策も講じます。設備については、漁業実習で使用する魚群探知機を、操舵室以外の場所でも携帯端末で確認できる最新式にするるとともに、国際航海実習で船舶の安全な運航を支援する電子海図を表示できるシステムを導入する計画です。

## 12 外国人児童生徒教育について

### 1 基本的な考え方

日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学びを継続できるよう、市町および学校における初期適応指導等、受入体制整備に係る取組を支援するとともに、外国人児童生徒巡回相談員の派遣による学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。

また、散在地域を含め、日本語指導を希望するすべての外国人児童生徒が、適切に日本語指導を受けることができるよう、ICTを活用した遠隔での日本語指導について調査・研究し、県内全域での日本語指導の確実な実施を図ります。

### 2 三重県の現状

本県における、令和3年度の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、令和2年度と比較すると新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、在籍する学校数は増加し、散在化が進んでいます。

#### ○本県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数 2,657人

年度	2017	2018	2019	2020	2021
	H29	H30	R1	R2	R3
小学校(人)	1,596	1,702	1,811	1,803	1,690
中学校(人)	602	653	714	642	609
義務教育学校(人)	5	5	2	2	2
小計(人)	2,203	2,360	2,527	2,447	2,301
県立高等学校(人)	235	254	253	262	288
県立特別支援学校(人)	30	33	51	58	68
合計(人)	2,468	2,647	2,831	2,767	2,657

※ 小中学校、義務教育学校は公立学校の人数

○在籍小中学校数 233校(小:164校、中:68校、義務:1校)

○在籍高等学校数 17校19課程(全日制:9校、定時制:9校、通信制:1校)

○在籍特別支援学校数 9校

○日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町数 21市町

桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町、四日市市、朝日町、川越町、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、伊勢市、志摩市、伊賀市、名張市、熊野市、紀宝町

○言語数 31言語(小・中学校)

ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語 タガログ語	ビザイヤ語	中国語	左記5言語の全体 に占める割合
42.1%	17.5%	14.8%	7.1%	5.7%	87.2%

○言語数 17言語(県立高等学校)

フィリピン語 タガログ語	ポルトガル語	スペイン語	ビザイヤ語	ウルドゥー語	中国語	ベトナム語	左記7言語の全体 に占める割合
35.1%	27.8%	20.8%	6.6%	1.4%	1.4%	1.4%	94.5%

○日本語指導が必要な外国人生徒のうち、高等学校等に進学又は就職した生徒の割合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
外国人生徒進学等希望者数	144人	169人	214人	254人
進学等をした生徒の割合	97.9%	97.6%	96.3%	97.6%

※ 令和3年度の割合については、現在集計中

○県立高等学校に在籍する外国籍生徒の進路状況（令和2年度）

	進学	就職	その他		
			アルバイト	帰国 (予定含む)	進学待機・自己 開拓・未内定他
外国籍生徒	42.6%	32.6%	17.9%	0.5%	6.3%
高校生全体	65.7%	31.1%	3.2%		

3 本県における外国人児童生徒教育に係る取組

(1) 小中学校における取組

① 外国人の子どもの就学等についての取組

県内全ての市町で不就学が生じないように、対象児童生徒の情報の把握や定期的な状況確認、就学案内（複数の母語で書かれた就学案内のパンフレットの活用や円滑な受入れ）の対応を徹底し、先進事例の情報提供等による就学の促進を図ります。

② 外国人児童生徒への学習支援についての取組

ア 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市の7市に対して財政的支援を行い、初期適応指導教室の取組への支援、母語支援員等の配置、特別の教育課程の編成・実施等、外国人児童生徒に対する取組の推進を図ります。

イ 外国人児童生徒への支援に係る教員の配置増

国は外国人児童生徒に係る教育の充実を図るため、平成29年度から令和8年度の10年間で加配定数を段階的に基礎定数化しています。令和4年度は基礎定数化に伴い、国の定数は95人（昨年度比10増）となりました。あわせて県独自の加配（常勤講師10人、非常勤講師34人分）を配置し、外国人児童生徒への支援に努めています。

ウ 外国人児童生徒巡回相談員の配置

外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるように、外国人児童生徒巡回相談員16人を配置（令和4年度からビサイヤ語対応1人増）し、学校への派遣による日本語指導等、指導体制の充実に努めます。

R2年度	ポルトガル語7人	スペイン語3人	タガログ語3人	ビサイヤ語1人
R3年度	ポルトガル語7人	スペイン語3人	タガログ語3人	ビサイヤ語1人、中国語1人
R4年度	ポルトガル語7人	スペイン語3人	タガログ語3人	ビサイヤ語2人、中国語1人

県内16市町へ3,627回派遣（令和3年度実績値）

## エ 外国人児童生徒巡回支援員の配置

日本語指導が必要な外国人児童生徒が外国人児童生徒巡回相談員による日本語指導を受ける学習機会の確保を図るため、これまで外国人児童生徒巡回相談員が担っていた翻訳業務や通訳支援を行う、外国人児童生徒巡回支援員を3人配置します。

(ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、各1人)

## オ オンライン外国人児童生徒教育の体制構築

民間団体と連携し、オンライン日本語教育の受け入れ人数を拡充するとともに、主に集住地域で開設されている日本語初期指導教室や拠点校の日本語指導教室と、通級の難しい地域などの外国人児童生徒の在籍校をオンラインで繋ぐ日本語指導について、調査・研究を行います。遠隔での日本語指導のノウハウの蓄積、市町間・学校間の連携方法等について、その成果を普及し、県内全域での日本語指導の確実な実施を図ります。

### ③ 外国人児童生徒教育における教職員研修等

県内全ての市町教育委員会事務局の外国人児童生徒教育担当者や関係機関等の担当者が情報交換を行い、外国人児童生徒教育の一層の充実を図るための方策について協議することを目的とした外国人児童生徒教育検討会議を開催します。

### ④ 外国人児童生徒の進路保障のための取組

関係機関と連携を図りながら外国人生徒が希望する進路へ進めるよう支援します。

(県内7市による進路ガイダンスの開催等)

## (2) 高等学校における取組

### ① 外国人生徒が入学する前の取組

#### ア 高校進学ガイドブックの作成

9か国語(ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語(タガログ語)、ビサイヤ語、インドネシア語、韓国・朝鮮語、タイ語)に翻訳したうえで三重県国際交流財団のホームページに掲載します。

## イ 外国人生徒に係る特別枠入学者選抜の実施

外国人生徒にとって比較的学びやすい環境にある英語関連学科や総合学科などで、入国後の在日期間が6年以内の者を対象として実施しています。

## ② 外国人生徒が入学した後の取組

### ア 外国人生徒支援専門員の配置

日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する高等学校に外国人生徒支援専門員6名を配置し、母語による学習支援や進路相談を行います。

### イ 日本語指導アドバイザーの配置

日本語指導の拠点となる高等学校に日本語指導アドバイザー1名を配置し、外国人生徒への日本語指導を行うとともに、日本語指導を行う教職員の指導力向上について支援します。

### ウ 日本語学習クラブの実施

日本語指導が必要な外国人生徒が自立して生きるうえで必要な日本語を身につけるとともに、日本の社会制度や生活文化について理解を深められるよう、オンデマンド教材による日本語学習に関わる取組や講演会を行います。また日本語指導を行う教職員の指導力向上を図るため、外部講師による研修を実施します。

## ③ 外国人生徒の進路保障のための取組

外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学、就職に係るセミナーを実施するとともに、就職実現コーディネーター3名を日本語指導が必要な外国人生徒が多く在籍する高等学校に配置し、外国人生徒を中心に求人開拓等の就職支援を行います。

また、外国人生徒が入学後早い段階から職業について幅広く理解し、将来へ向けて主体的に行動ができるよう、キャリア学習支援員4名のうち3名を外国人生徒が多く在籍する高等学校に配置し、生徒へのキャリアカウンセリングや就業体験の受け入れ、事業所の開拓を行います。

## (3) 特別支援学校における取組

外国人児童生徒および保護者が、安心して学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒支援員（ポルトガル語対応1名）を配置し、児童生徒の指導と支援に係る必要な情報の翻訳および通訳を実施するとともに、他の言語についても通訳の派遣を行います。

## 13 特別支援教育について

### 1 現状

#### (1) 特別な支援を必要とする児童生徒数

発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化しています。「特別支援学校<sup>(※1)</sup>」「特別支援学級<sup>(※2)</sup>」「通級指導教室<sup>(※3)</sup>」において、障がいの特性や教育的ニーズをふまえた指導と必要な支援を行っています。

※1 特別支援学校：教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学校

※2 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級

※3 通級指導教室：通常の学級で各教科など大部分の教育を受けている児童生徒が、障がいに応じて一部特別の指導を受けるために専任の教員を配置している教室で、小中学校では平成5年度、高等学校では平成30年度から制度化

【令和3年5月1日現在】( )内は前年同時期からの増減

県立特別支援学校(18校<分校4校を含む>) 在籍児童生徒数	1,801人(+28人)
--------------------------------	--------------

【令和3年5月1日現在】( )内は前年同時期からの増減

	小学校	中学校	合計
特別支援学級	885学級(+18学級)	342学級(+32学級)	1,227学級(+50学級)
	4,074人(+78人)	1,521人(+143人)	5,595人(+221人)
通級指導教室	80教室(+8教室)	16教室(+2教室)	96教室(+10教室)
	1006人(+110人)	178人(+52人)	1,184人(+162人)

#### (2) 特別支援学校の生徒の進路状況

特別支援学校高等部生徒の卒業後の進路は、一般企業への就職や福祉事業所の利用等さまざまです。生徒の進路希望実現のため、早期からの計画的な職場実習の実施や、生徒の可能性を広げ、幅広い選択肢から進路を選択できるような職業観・勤労感を育む教育、継続的な職場開拓等を行っています。

【令和4年3月末現在】

特別支援学校高等部の一般企業就職希望者(68人)の就職率	100%
------------------------------	------

令和3年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【令和4年3月末現在】

	一般企業	福祉関係 <sup>*4</sup>	進学	その他 <sup>*5</sup>	合計
内定者数	68人	176人	6人	11人	261人
割合	26.1%	67.4%	2.3%	4.2%	100%

※4 就労継続支援A型事業所(障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所)20人を含む。

※5 教育訓練機関、医療機関、家庭

## 2 令和4年度の取組

### (1) 早期からの一貫した支援の推進

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルファイル<sup>(\*6)</sup>の活用を一層促進します。また、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて、引き続き市町教育委員会と連携して目的や意義等を中学校へ周知することにより引継を促進します。
- ② かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携し、小学校、中学校、高等学校への発達障がいに関する支援に係る相談・助言等を行います。
- ③ 特別支援学校と小中学校等との交流および共同学習では、ボッチャ等の障がい者スポーツや図工、音楽といった授業への参加など対面による直接的な交流に加えて、作品、手紙等を交換する間接的な交流やオンラインによる交流に取り組みます。また、副次的な籍<sup>(\*7)</sup>については、一部の市で試行的に取組を進めるとともに、他の地域にも広げられるよう市町教育委員会への理解啓発を図ります。

\*6 パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。

\*7 副次的な籍：特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの。

### (2) 高等学校での取組

- ① 高等学校に発達障がい支援員（4名）を配置し、巡回相談を効果的に進め、生徒の実態把握や心理検査の実施、生徒・保護者への教育相談等を行います。
- ② 伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校においては、発達障がい等特別な支援を必要とする生徒を対象として、生徒のコミュニケーションスキルを高めたり、生徒自身の特性と業種のマッチングを図ったりするなど、自己理解を深めるとともに、社会に出て必要とされるスキルの習得などの通級による指導を行っています。

### (3) 教員の専門性の向上

- ① 発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成のため、通級による指導担当教員の他、市町教育委員会が推薦する小中学校教員、高等学校教員、特別支援学校の地域支援コーディネーター等を対象に、年間を通じて発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る研修を実施します。
- ② 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校の特別支援学級の教員等を対象に、障がい種別の指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修を実施します。
- ③ かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携し、小中学校、高等学校の通級による指導担当教員等を対象とした発達障がいに係る研修会を開催します。

#### (4) 特別支援学校の生徒の就労支援

- ① 特別支援学校では、一人ひとりの発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行への支援を行います。
- ② 外部人材（4名）を特別支援学校に配置し、生徒本人に適した業種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- ③ ステップアップカフェや関係部局、関係機関と引き続き連携し、障がい者の雇用促進を図るとともに、各特別支援学校が企業向け見学会等を開催し、障がい者雇用への理解啓発を図ります。
- ④ 生徒本人の特性や体力等に応じた在宅就労など、ICTを活用した新しい働き方に対応した事業所の開拓や職場実習の実施等の就労支援の取組を進めます。
- ⑤ 企業や関係機関等と連携しながら清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定や講習会を実施します。また、農業経営体等の協力による作業学習やマルシェなどにおける農作物の販売実習・体験等に取り組みます。

#### (5) ICTの活用について

各教科や交流および共同学習、職業教育等において、児童生徒がICTを主体的に活用し、障がいの特性に応じた学習活動を進められるよう、GIGAスクールサポーターの活用やICTを効果的に活用した実践事例の共有を進めるとともに、児童生徒がICTを活用する機会を広げます。

#### (6) 特別支援学校の整備

##### ①盲学校および聾学校の整備について

盲学校および聾学校の校舎の老朽化対応と、聾学校の津波浸水にかかる安全対策のため、校舎を津市城山の県立施設跡地へ新築移転することとしており、令和4年度は実施設計を行います。令和4年3月末に完成した基本設計により、新たに以下の対応が必要となることが判明したため、供用開始は令和8年度中となる予定です。

- ・大規模木造建物の建築には、工期として20月必要である。
- ・大量の木材を確保するため、木材の発注を工事と分離し、工事着手の8月前から先行する必要がある。
- ・埋蔵文化財調査が7,400㎡必要（当初見込6,000㎡）である。

また、盲学校、聾学校、城山特別支援学校の寄宿舍を統合し、城山特別支援学校の敷地に新築します。令和4年3月に完成した実施設計に基づき工事費を積算したところ、建築資材の高騰により工事費が増額し、債務負担行為限度額の増額変更が必要となりました。このため、令和4年度における工事着手の時期が変更となり、供用開始は令和6年度となる予定です。

なお、校舎および寄宿舍建築予定地は高茶屋大垣内遺跡内にあり、工事着手前に実施する埋蔵文化財調査の結果、重要遺構の保存が必要となった場合等は、工事着手の時期に影響が及ぶことがあります。

②杉の子特別支援学校、稲葉特別支援学校について

杉の子特別支援学校の狭隘化に対応し、知的障がいのある中学部生徒が令和5年4月から石薬師分校で学習できるよう、石薬師高校の校舎の一部の改修を行うとともに、鈴鹿・亀山地域の肢体不自由のある児童生徒がより居住地に近い杉の子特別支援学校に通学できるよう、令和5年4月から通学区域を変更します。

また、稲葉特別支援学校の閉舎した寄宿舎を令和5年度から教室として利用できるよう、改修工事を行います。

③松阪・南勢地域の特別支援学校について

松阪あゆみ特別支援学校については、児童生徒の増加による教室不足に加え、肢体不自由のある児童生徒の就学の希望があり、また、度会特別支援学校については、校舎の老朽化への対応、広範な通学区域による長い通学時間などの課題があり、子どもたちの障がいの状況が多様化している中での今後の特別支援教育のあり方について検討してきました。

検討の結果、令和9年度に松阪あゆみ特別支援学校および玉城わかば学園に、知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置し、双方の専門的な指導を行えるようにする予定です。度会特別支援学校に在籍する児童生徒および保護者の思いを大切にしながら十分な説明を行い、現在は度会特別支援学校としている肢体不自由のある児童生徒の就学先を、松阪・多気地域は松阪あゆみ特別支援学校、南勢・志摩地域は玉城わかば学園に変更していきます。

令和4年度は、松阪あゆみ特別支援学校について、知的障がいのある児童生徒の増加や、肢体不自由部門の設置に対応できるよう、校舎増築のための校地を取得します。

## 14 いじめや暴力のない学びの場づくりについて

「三重県いじめ防止条例」(平成30年4月1日施行)の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組み、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進します。また、子どもたちに自他の生命を大切にし、いじめや暴力を許さず相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を育成します。

### 1 いじめ

#### (1) 現状と課題

【本県はいじめの認知件数(校種別) 国公立】

(単位:件)

	H28	H29	H30	R1	R2	R2-R1
小学校	1,782	1,652	2,353	2,401	2,684	283
中学校	700	629	677	873	823	▲50
高等学校	202	158	224	253	333	80
特別支援学校	9	18	13	17	21	4
計	2,693	2,457	3,267	3,544	3,861	317

(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査)

令和2年度はいじめの認知件数は3,861件で、全国的な傾向と同様に増加傾向にあります。認知件数を1,000人あたり(国公立)で見ると全国平均39.7件に対し三重県は21.5件で、依然として全国平均を下回る状況が続いています。

いじめから児童生徒を守るためには、いじめがどの子にもどの学校でも起こりうる、また、どの子も被害者にも加害者にもなりうるものであることを改めて認識し、いじめられている児童生徒の立場に立って学校全体で取り組むことが重要です。いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく管理職をはじめ学校いじめ防止委員会で共有し、いじめの解消に向けた組織的な対応を進めることが必要です。すべての児童生徒がいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を身につけられるよう、道徳等の授業や児童会・生徒会活動、学級活動などの機会を通じて、一人ひとりの違いを理解し他者との絆を大切にしながら、課題を解決する力を育成する取組を一層推進する必要があります。

#### (2) 重大事態の対処

重大事態の対処については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づいた対処を徹底する必要があります。

## ア 三重県いじめ対策審議会への諮問

令和2年度に発生報告のあった県立高校での不登校重大事態の対応については、令和4年1月に三重県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）を開催し、被害生徒の保護者からの要請や学校と県教育委員会の対応・やりとりの詳細、法の規定やガイドラインに示された調査の進め方などを示したうえで、調査を控えてほしいと要望された時の調査の進め方、重大事態として認定すべき時期、公表のあり方などについて諮問しました。5月28日に開催する3回目の審議会で今後の重大事態の対処の指針となる答申を受ける予定です。

## イ いじめ防止対策ワーキンググループでの検討

平成30年度に当時県立高校1年生の生徒が自死した事案については、令和4年3月に三重県いじめ調査委員会（子ども・福祉部）による再調査の報告書が知事に答申されました。再発防止に向けた提言を今後のいじめ問題への対処に確実に活かすため、教育委員会事務局と子ども・福祉部で構成するワーキンググループにおいて具体的な方策を検討し、8月までに取りまとめ、9月から県立高校で実施します。なお、取りまとめた具体的な方策は、市町教育委員会にも情報提供します。

### <報告書の提言をふまえた検討項目>

- ① 教職員が生徒の思いや変化に気づき、すぐに対応する意識と資質の向上
- ② 校内いじめ防止委員会を中核とした学校における組織的対応の強化
- ③ 部活動の意義と指導・相談体制
- ④ 相談しやすい環境づくり
- ⑤ ネットリテラシー教育、情報モラル教育について
- ⑥ いじめ防止のための生徒の主体的な関わり
- ⑦ 問題に直面した生徒を支える取組
- ⑧ 被害生徒の保護者との信頼関係の構築

## (3) 令和4年度の取組

### ① 教育相談体制の充実

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校への配置・派遣時間を拡充し、不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりの状況に応じ、福祉や医療機関等とも連携した支援を推進します。また、引き続き教育相談員を配置し、児童生徒が抱える悩みや不安を早期に発見し、専門的な支援が必要な場合はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへ相談を引き継ぐなどの役割を担うことで、相談体制の充実を図ります。

## ② 専門家との連携による支援

三重弁護士会と連携して「いじめ予防授業」を引き続き 30 講座実施します。

また、学校だけでは解決が困難な事案に対しては、要請に応じて弁護士相談につながるなどの支援を行います。

## ③ 教職員研修

学校および教職員がいじめに適切に対処できるよう、いじめの問題に対する組織的な対応について、新任管理職、初任者、中堅教諭を対象としたステージ別研修を実施します。また、新たにインターネット・SNS 上でのいじめやトラブルの未然防止、安全に利用するための指導方法に係る教職員研修(希望者対象)を実施します。

## ④ 「STOP! いじめ」紙芝居

令和3年度に、公募で集まった中学生5人と高校生4人が、専門家の指導助言のもと、「いじめ」をテーマに小学生対象の紙芝居を作成しました。作成した紙芝居は、作成した中高生が小学校で読み聞かせを行うとともに、県内の図書館へ配付しています。また、県教育委員会のホームページには授業用資料も掲載しています。

令和4年度は、引き続き小学校等で紙芝居の読み聞かせを行い、小学生は紙芝居から感じたことや考えたことを発表し合うことで、いじめについての理解を深めます。

## ⑤ いじめ防止応援サポーターによる取組

いじめ防止強化月間にサポーターが地元の高中生と一緒に街頭啓発を行うなど、それぞれの事業所や団体の特質を活かした取組を行っています。今後もサポーターの主体的な取組をより効果的なものとするため、取組を発展させたり地域に根ざした取組を続けたりしているサポーターの取組をホームページやチラシで広く県民に発信し、一層の取組を促します。また、地域の中で子どもたちと日常的に関わる団体等を訪問し、サポーターへの登録を促していきます。

## ⑥ いじめ防止強化月間(4月、11月)の取組の推進

いじめ反対の意思を示すピンクシャツ運動を引き続き推進し、各学校で「ピンクシャツデー」や「ピンクシャツウィーク」を設定するなどのほか、児童生徒がいじめ防止に向けた主体的な行動ができるよう、いじめ防止について考え合う活動を推進します。

## 2 インターネット上におけるいじめの防止

### (1) 現状と課題

【パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされた件数（校種別）公立】 (単位：件)

	H28	H29	H30	R1	R2	R2-R1
小学校	19	21	31	34	88	54
中学校	44	47	58	72	93	21
高等学校	34	33	43	49	71	22
特別支援学校	2	4	0	2	4	2
計	99	105	132	157	256	99

(三重県独自調査)

スマートフォン等の急激な普及に伴い、SNS等でのいじめ事案やトラブルが急増していることから、児童生徒のインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る誤った情報の拡散や、個人への偏見、人権侵害につながる書き込み等を児童生徒が行わないよう指導する必要があります。

### (2) 令和4年度の取組

#### ① ネットパトロール

専門業者に委託し、児童生徒に関するインターネット上の不適切な書き込みや、新型コロナウイルス感染症に係るひぼう・中傷、人権侵害等から児童生徒を守るためのネットパトロールを、年間通じて平日の毎日実施します。検知した書き込みから不適切な書き込みが広がっていかないよう、該当のサイトを継続して確認するとともに、書き込みの危険度に応じて学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応します。

#### ② アプリ「ネットみえ〜る」の運用

SNSなどでの閉ざされたやりとりにおいて、不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を継続運用します。令和3年度からは、アプリから「子どもSNS相談みえ」に相談できるようにするとともに、いじめ防止強化月間（4月・11月）や長期休業明けなど、時期に応じてアプリ利用者はいじめ防止に係る情報を発信し、利用を促しています。投稿された書き込みに対しては、学校や市町教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応します。

③ 高校生が小学生に伝える「SNS・ネットの上手な使い方講座」(新規)

公募で集まった高校生が、有識者から指導(講義、ワークショップ)を受けたり、自分たちでアンケート調査を実施したりして、SNSやネットでのいじめの実態や課題等についての理解を深めたうえで、小学生(高学年)を対象とした「SNS・ネットの上手な使い方講座」の教材・授業案を作成します。作成した授業案をもとに、高校生が小学校で出前授業を行い、児童やPTAへの啓発を進めます。

④ 外部人材を活用した情報モラル授業(新規)

いじめ防止応援サポーターやNPO団体、弁護士等の外部人材による情報モラル教育の出前授業を小中県立学校で実施し、児童生徒がスマホ等を適切に活用する力や意識を高めます。

⑤ 「STOP!いじめ」ポータルサイトによるいじめ防止(新規)

いじめ相談窓口の案内や学校でのいじめ防止の主体的な取組、いじめ防止応援サポーターの取組、著名人のメッセージなど、いじめ防止についての情報を集約する「STOP!いじめ」ポータルサイトを構築し、広く県民にいじめ防止を啓発します。また、市町教育委員会と連携し、学習端末のデスクトップ画面にポータルサイトのショートカットを表示するなど、児童生徒がサイトにアクセスしやすい環境を整え、いじめに悩む児童生徒を支援するとともに、県内の学校でのいじめ防止の取組や教材・資料も掲載し、学校でのいじめ防止の取組をサポートします。

⑥ いじめ防止に係る動画作成およびコンテスト(新規)

県内の小中学校等および高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」をテーマとした動画を作成する学校を募集します。応募した学校の参加児童生徒は、「いじめ防止」に係る研修会で意見交換を行うとともに、動画作成の趣旨とポイントについて専門家による講習を受けたうえで、「いじめ防止」のメッセージ動画を作成します。児童生徒が作成した動画は、「STOP!いじめ」ポータルサイトに掲載したり、デジタルサイネージで配信したりするなど、県民に対していじめ防止のメッセージを発信します。

### 3 暴力行為

#### (1) 現状と課題

【本県の暴力行為の発生件数（校種別）国公立】

（単位：件）

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R2-R1
小学校	356	323	792	563	567	4
中学校	448	407	352	411	316	▲95
高等学校	121	103	132	128	56	▲72
計	925	833	1,276	1,102	939	▲163

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

暴力行為の発生件数は、近年、全国的に小学校で大幅に増加していましたが、令和2年度は小・中・高等学校ともに減少しています。本県においても、令和2年度の発生件数は939件で、中・高等学校ともに、全国的な傾向と同じく減少しています。

暴力行為の多くは自分の気持ちをうまく伝えられないことにより感情的になって行為に及んでいることから、一人ひとりに丁寧に関わり、気持ちや思いを受け止めながら支援や指導を行っていくことが必要です。

#### (2) 令和4年度の取組

生徒指導や非行防止について専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を学校に派遣し、児童生徒の問題行動の防止や立ち直りの支援を行います。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、チームとしての支援を進めるとともに、福祉等の関係機関と連携して対応します。

## 15 誰もが安心して学べる教育の推進について

### I 不登校の状況にある児童生徒への支援

不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより複雑化・多様化しています。子どもたちが安心して学ぶことができるよう個々の状況に応じた支援を行います。

#### (1) 現状と課題

小中学校における令和2年度の不登校児童生徒数は2,520人で前年度から131人増加しています。高等学校（全日制・定時制）における令和2年度の不登校生徒数は873人で、前年度から31人減少しています。

【不登校児童生徒数（校種別）国公立】

（単位：人）

	H28	H29	H30	R1	R2	R2-R1
小学校	550	569	675	702	832	130
中学校	1,547	1,618	1,670	1,687	1,688	1
小・中 合計	2,097	2,187	2,345	2,389	2,520	131
高等学校（全・定）	634	676	771	904	873	▲31
小・中・高 合計	2,731	2,863	3,116	3,293	3,393	100

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

不登校児童生徒の状況は一人ひとり異なっており、中にはどの相談機関等ともつながっていない児童生徒もいます。このため、市町が不登校児童生徒への支援のため設置する教育支援センターとも情報共有しながら訪問型の支援を一層進め、それぞれの状況に応じて医療や福祉など関係機関と連携した支援を行っていく必要があります。

#### (2) 令和4年度の取組

##### ①教育支援センターを中核とした相談体制の充実

令和3年度は3地域（鈴鹿市、津市、名張市）の教育支援センターで実施していたスクールカウンセラー（SC）とスクールソーシャルワーカー（SSW）の重点配置を、6地域（桑名市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、名張市）に広げ、SCを週1～2日・1日5時間、SSWを週1日・7時間ずつ配置して、通級している児童生徒への専門的な支援や、通級を希望しない不登校児童生徒への訪問型支援、保護者からの相談への対応、地域の福祉や医療とのネットワークの構築を進めます。

また、6地域以外のすべての教育支援センターにも、通級している児童生徒数をもとに、SCを2週間に1回5時間または月1回5時間配置し、不登校支援アドバイザーが、各教育支援センターの活動や児童生徒・保護者への支援に対する助言を行います。

## ②県立の教育支援センター設置に向けた実証研究

高校段階で不登校や休学、中途退学等により学校との関わりが希薄な状態となり、関係機関ともつながっていない子どもたちに学習支援や社会的自立に向けた支援を行うため、7月上旬頃、三重県総合教育センター2階に県立教育支援センターを開設し、令和5年度以降の本格実施に向けた実証研究に取り組めます。

## ③オンラインを活用した不登校生徒の居場所づくり

不登校の状況にある中学生・高校生が、社会につながるきっかけを得ることができるよう、オンライン上で安全で安心して交流できる居場所として、対話や体験活動ができるコミュニティを創出します。7月上旬頃の開設を予定しており、参加生徒は「中学校」「高等学校」「中高フリー」の3つのコミュニティのいずれかに入室し、ファシリテーターの適切な管理のもと、個別や集団で対話・体験活動を行います。

## ④スクリーニングを活用した支援の実践

児童生徒一人ひとりの遅刻や身だしなみ、言葉づかい、友人関係など学校での様子と家庭状況などを統一した基準で整理するスクリーニングを活用して、教職員がスクールソーシャルワーカー等とともにケース会議を行い、潜在的に支援が必要な児童生徒や家庭を組織的に支援する取組を伊賀市の1中学校区で実施し、取組の成果を広く県内に普及します。

## ⑤不登校支援事例データベースシステムの活用

令和3年度、各学校における不登校児童生徒への支援事例を共有することで知見を集積し、効果的な支援につなげるため、全ての公立学校の教職員が使用できる不登校対応事例データベースシステムを構築しました。令和4年3月末現在で、各学校や教育支援センターから262事例（小学校94件、中学校66件、高等学校全日制35件、高等学校定時制16件、特別支援学校10件、教育支援センター41件）が登録され、事例閲覧数は2,492回となっています。システムの有効活用により、不登校児童生徒への支援が適切に進められるよう、引き続き、事例の経過情報や新たな事例の登録を進めるとともに、各学校での活用を促していきます。

## ⑥不登校児童生徒の保護者に対する相談会の実施

令和3年度は、不登校児童生徒の保護者が必要な情報を得て、適切な支援につながる機会として不登校相談会を県内6会場で実施し、139人の参加がありました。令和4年度は、より多くの保護者が参加できるように開催地域を増やし、桑名市、四日市市（2回）、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、尾鷲市、伊賀市で合わせて年間9回実施します。

⑦フリースクール等で学ぶ子どもたちへの多様な学びの支援

効果的に支援を行うためには、教育委員会・学校と民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら取組を推進することが重要であることから、フリースクール等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を行うとともに、必要に応じて臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家をフリースクール等に派遣します。

II 子どもたちの安全・安心の確保

学校・地域・関係機関が連携して通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制を構築するとともに、子どもたちが危険予測、危険回避の能力を身につけるよう安全教育を推進します。

(1) 現状と課題

令和3年度に不審者として報告のあった件数は、小学校 151 件、中学校 113 件、高等学校 149 件で、全体では 413 件となっており、令和2年度と比較すると 221 件減少しています。

【不審者情報（校種別） 公立】 (単位：件)

	R 1			R 2			R 3		
	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
計	182	81	181	312	163	159	151	113	149
年度計	444			634			413		

(三重県教育委員会独自調査)

令和3年度における園児および児童生徒（国公私立）の交通事故による死傷者発生件数は、234 件となっており、令和2年度より 14 件減少しています。交通事故のうち、自転車運転中の事故が 102 件で全体の 43.6%を占めています。

【児童生徒の交通事故による死傷者数の状態別発生状況 国公私立】 (単位：件)

年	運転中				同乗中				歩行中	その他	計
	自動車	自二	原付	自転車	自動車	自二	原付	自転車			
R1	1(0)	4(1)	3(0)	147(1)	139(0)	3(0)	0(0)	0(0)	37(1)	3(0)	337(3)
R2	1(0)	3(0)	7(1)	99(0)	107(0)	0(0)	0(0)	1(0)	30(0)	0(0)	248(1)
R3	1(0)	1(0)	5(0)	102(0)	91(0)	1(0)	3(0)	1(0)	29(0)	0(0)	234(0)

三重県警察資料による（カッコ内の数字は死者で内数）

千葉県八街市で下校中の児童が死傷した交通事故を受けて令和3年度に実施した通学路における合同点検の結果をふまえ、関係部局や警察と連携して通学路の安全対策が進むよう取り組むとともに、安全教育の推進や見守り活動の強化等を通じて、地域社会全体で子どもたちを守る体制づくりを進める必要があります。

## (2) 令和4年度の取組

### ①通学路の安全対策

令和3年度実施の通学路における合同点検で把握した、本県の対策必要箇所1,537箇所のうち、学校および市町教育委員会が担当する箇所は958箇所です。この958箇所のうち、令和3年度中に対策を実施した箇所は878箇所(91.6%)となっています。

対策必要箇所の対策状況については、県土整備部や県警察本部と連携して引き続き対策状況を確認するとともに、対策の進まない箇所については、当該市町への個別の聞き取りを行い、対策に向けて助言するなど、児童生徒の安全確保に努めます。

### ②地域社会全体での見守り

通学路等における子どもの安全確保のため、県警察本部と連携してスクールガード(学校安全ボランティア)のスキルアップを図る講習会を実施します。また、スクールガード・リーダーを育成する講習会を実施し、スクールガード・リーダーを核とした地域の見守り体制の整備を進めます。

### ③安全対策の推進

学校安全アドバイザーを委嘱し、久居農林高校を拠点校に、通学路の安全点検や安全マップの作成を通して地域の小中学校と連携した安全教育や安全対策を推進します。また、その成果を広く県内に普及します。

### ④教員対象の講習会の実施

児童生徒の危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした校種別の防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、指導力向上の取組を進めます。

## 16 人権教育について

本県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現」を図っています。県教育委員会では、平成29年3月に三重県人権教育基本方針を改定し、以下の個別的な人権問題を、教育として解決に向けて取り組むべき問題として位置づけ、子どもたちがそれらの問題を自分の課題としてとらえ、人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員の育成・支援」の3つの観点で取組を進めています。

個別的な人権問題とは、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレスの人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等です。

なお、社会状況等の変化に伴い、三重県教育ビジョンでは「性的マイノリティ」を「性的指向・性自認に係る人権課題」と表現しています。

### 1 三重県人権教育基本方針に基づく取組

#### (1) 人権感覚あふれる学校づくり

- ① 教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組み、子どもが安心して学ぶことのできる環境づくりを進めています。
- ② 人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、人権学習の内容の充実に努めています。

人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもの割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	85.7%	86.6%	88.5%	88.3%	86.9%

※県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」「どちらかといえば思った」と回答した生徒の割合

#### (2) 人権尊重の地域づくり

学校での人権学習を肯定的に受容するような地域づくりが進むよう、学校が進める人権教育の内容や課題について、家庭・地域（自治会・NPO等）が情報共有や協議を行う人権教育推進協議会や、その協議会を核に、教育的に不利な環境のもとにある子ども等の支援を行う子ども支援ネットワークの活動の活性化に取り組んでいます。

<令和3年度に取り組まれた子ども支援ネットワーク・アクション事業による活動事例>

- ・ 誰もが大切にされる地域づくりに向けて、子どもたちと教育長や児童委員、青少年育成会議関係者等と意見交流を行った。
- ・ 各学校で子どもたちが人権学習で学んだことを集会等で発表した映像を地域住民が視聴し、その感想を子どもたちに返すことで、地域に人権意識を広めた。
- ・ 障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しく笑顔で暮らしていける町づくりに向けて、小中学生と地域住民が意見交流を実施した。
- ・ 子どもたちが災害と人権という視点で作成した防災マップをもとに、地域住民や町の防災アドバイザーを交えてタウンウォッチングを実施し、学んだことを発表した。

### (3) 教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育を進められるよう、教職員の経験年数に応じて目標とする資質・能力を示した指標の一つに「人権教育」を位置づけ、計画的・効果的な研修の実施や情報提供、相談支援等を行っています。

## 2 課題

(1) 学校において、人権侵害（差別事象）が発生し、その背景に地域の差別意識や学習の不十分さ等の要因があることが分かっています。また、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害も生じています。近年、個別的な人権問題に関する法律や条例の施行が相次いでおり、令和4年には人権教育の推進を規定した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されるなど、人権問題を解決するため人権教育の果たすべき役割の重要性が増しています。

(2) 地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化が課題となっているなかで、家庭の経済状況と子どもの学力の関連、世代間の貧困の連鎖等が指摘されており、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を可能にするための支援が求められています。さらに、学校や地域において、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応等が求められています。

(3) 教職員の世代交代や人権課題の多様化が進んでいることから、教職員の人権問題に対する確かな認識や人権感覚、指導力がより一層求められています。

## 3 今後の対応

### (1) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と子どもが安心して学べる環境づくりを進めます。

- (ア) 人権学習指導資料等の活用促進を通して、個別的な人権問題を解決するための教育を推進
- (イ) 教育活動全体を通じた人権教育が進められるよう、人権教育サポートガイドブックや人権教育サポートガイドブックⅡの活用を促進
- (ウ) 人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
- (エ) 人権教育カリキュラムの活用・改善により、学校における人権教育を総合的・系統的に推進

### (2) 人権尊重の地域づくり

人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めます。

- (ア) 学校が進める人権教育について、家庭・地域がともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動を活性化
- (イ) 学校・家庭・地域が連携し、子どもの自尊感情を高める活動や、子どもを主体とした人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組む「子ども支援ネットワーク・アクション事業」を実施

### (3) 教職員の育成・支援

教職員のニーズや課題に即した育成・支援を行います。

- (ア) 管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会を実施
- (イ) 学校が開催する研修会等を指導主事等が支援
- (ウ) 指導資料の作成等、実践につながる情報提供と人権教育相談を実施

### (4) 人権問題に関する教職員意識調査

前回調査（平成25年度実施）の結果をもとに進めてきたこれまでの取組を検証するとともに、令和3年度に実施した教職員意識調査結果の分析を行い、今後の人権教育推進方針に活用します。

## 1.7 体力向上と運動部活動について

### 1 子どもの体力向上

#### (1) 現状

子どもの体力向上に資するよう、スポーツ庁（文部科学省）は、平成20年度から小学5年生と中学2年生の全員を対象に、4月から7月に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「全国体力調査」という。）を実施しています。

令和3年度に実施した全国体力調査の体力合計点における、本県と全国との平均値の比較では、小学校男子・女子はやや下回りましたが、中学校男子・女子では、ともに全国平均値を上回りました。種目別に見ると、小中学校男子・女子合わせて34種目中21種目が上回りました（令和元年度は12種目が上回る）。

また、前回（令和元年度）実施した全国体力調査の体力合計点から比較すると、全国の小中学校男子・女子とも低下しており、本県においても、中学校男子は上回ったものの、小学校男子・女子および中学校女子ともに下回りました。記録が下回った要因としては、臨時休業や部活動の休止、授業以外の教育活動、家庭・地域における活動制限などから総運動時間が減少したことが考えられます。

#### (2) 課題

- ① 全国体力調査のこれまでの調査結果から、全国平均を下回る種目が固定化している傾向があるため、その克服を重点課題と位置づけ、教員対象の研修会において各種目の向上につながるポイントの習得を図ってきましたが、引き続き取組を進めていく必要があります。
- ② 各小中学校において全国体力調査の結果を分析し、子どもたちの体力向上に向け、目標設定や1学校1運動、新体力テストの継続実施など、取組を進めてきましたが、学校全体で共通理解が図られるよう、より一層の意識づけとPDCAサイクルの確立を図る必要があります。
- ③ 令和2年度に小中学校に学習端末が整備され、令和3年度の全国体力調査の結果から多くの学校において学習端末を活用した授業を行っています。今後、その端末を活かした演示や準備時間の短縮に伴う運動量の確保や動作の録画・再生機能による技能の向上など取組事例を共有し、効果的な活用方法の検証が必要です。

#### (3) 今後の取組

##### ① 全国体力調査について

令和4年度の全国体力調査結果を分析のうえ、市町教育委員会や各学校に共有します。また、各学校が分析結果に基づいた計画により、体力向上の取組を進めていくよう指導・助言します。

##### ② 体力向上にむけたPDCAサイクルの確立

各小中学校において、令和3年度の調査結果をふまえ設定した目標に向け、体力向上に取り組むよう、1学校1運動の好事例の具体的な紹介などを行い、体力向上のPDCAサイクルの実施を働きかけていきます。

##### ③ 教職員研修の充実

全ての児童生徒が運動の楽しさを味わい、自発的な運動やスポーツの実践につながるよう、演示や撮影した動作を他者と比較するなど学習端末の効果的な活用場面を例示します。具体的には、令和3年度全国体力調査の結果をふまえ、体力向上につながる動画を作成し、県内15校の授業において活用し、その効果を検証するとともに、その結果をふまえ、研修会において教員の指導力の向上を図ります。

(参考) 令和3年度の状況

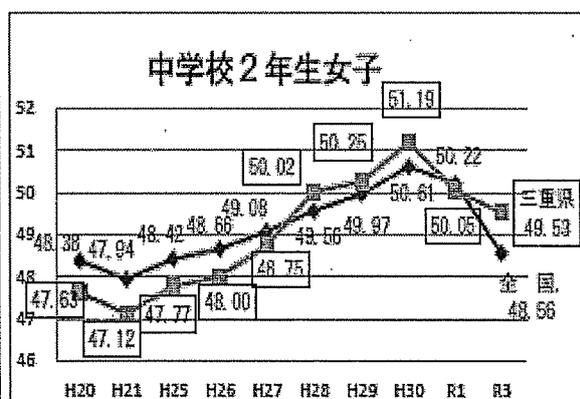
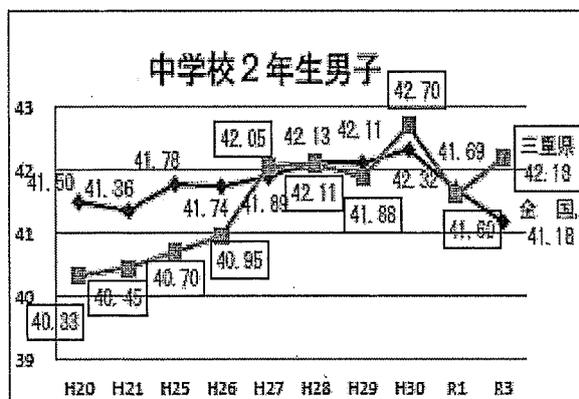
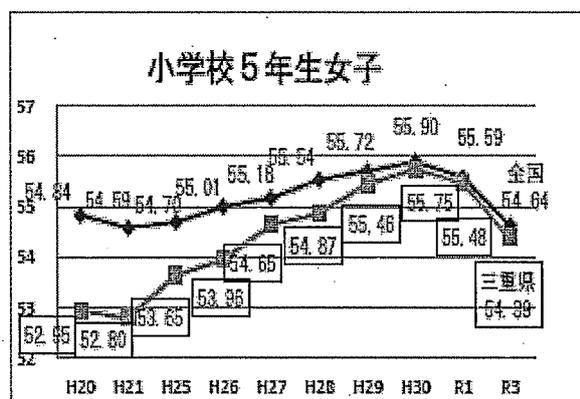
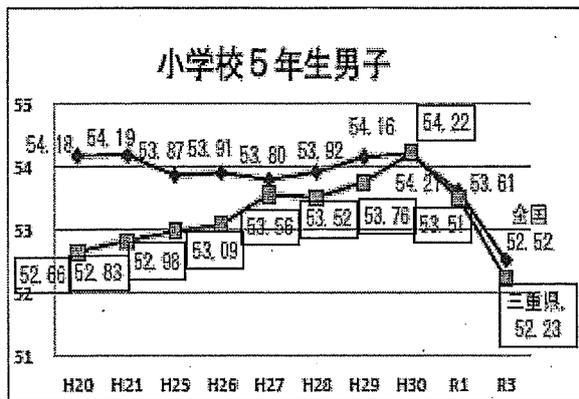
<令和3年度調査の体力合計点の平均>

	小学校第5学年		中学校第2学年	
	男子	女子	男子	女子
全国	52.52	54.64	41.18	48.56
三重県	52.23	54.39	42.18	49.53

<平成20年度(初回)以降の体力合計点(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(持久走)、50m走、立ち幅とび、ボール投げの8種目総得点)の推移>

悉皆調査で実施された平成20・21・25~30年度・令和元年度・令和3年度の体力合計点の推移

<平成22、24年度は抽出調査、平成23年度、令和2年度は調査中止>



【小中学校で男女ともに全国平均を下回っている種目】

小学校(3種目): 上体起こし、長座体前屈、50m走

中学校(1種目): 持久走

## 2 部活動のあり方について

学校教育の一環として行われる部活動は、子どもがスポーツや文化、科学、芸術等の活動を通して楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な活動です。

しかし、過度な活動や効果的でない運動は、子どもの心身に大きな負担を与え、スポーツ障害の原因になることが懸念されています。また、部活動が教員にとって長時間勤務の要因になることや、専門的な指導ができない場合、教員の心理的な負担や、子どもが充実した指導を受けることができないことなどが課題となっています。

そのため、子どもたちに対する運動機会の確保と教員の負担軽減の観点から、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要になっています。

### (1) 部活動運営

部活動を適切に運営するため、各学校においては、県や市町が策定した「部活動ガイドライン」や「部活動運営方針」に基づき、学校部活動運営方針を定め、部活動を実施しています。

#### ・学校部活動運営方針に基づく休養日と活動時間の遵守

学校体育・部活動実態調査により、各学校の部活動における休養日や活動時間を把握し、適切な活動となっているかを確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。

#### ・部活動指導員やサポーターの効果的な配置

子どもたちに対する専門的な指導の充実と教員の負担軽減のため、令和4年度は、運動部活動サポーターを県立高等学校に50名派遣するとともに、部活動指導員として県立高等学校に30名、公立中学校に92名の配置を支援します。

### (2) 部活動の地域移行に向けた取組

県教育委員会は、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保しつつ、部活動における教員の負担軽減を図り、学校における持続可能な部活動のあり方を検証するため、令和2年10月に有識者や関係団体の代表者による部活動のあり方検討委員会を設置し、令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行の方向性を検討しています。令和3年度は、3市町4中学校をモデル校として地域移行の実践研究を行いました。

伊賀市立崇広中学校（陸上競技部）  
伊賀市立霊峰中学校（女子バレーボール部）  
菰野町立菰野中学校（陸上競技部、男子バレーボール部、男女ハンドボール部）  
大台町立大台中学校（女子ソフトテニス部）

検討委員会では、モデル校における実践内容を報告するとともに、「平日と休日の活動の連携と引継ぎ」、「けがなどの緊急時に円滑に対応できる体制づくり」、「地域移行できる部活動を増やすための受皿の確保」といった課題への対応について議論しました。

また、「学校と地域団体が連携をとること」や、生徒の健全な成長の観点から「部活動ガイドラインに基づいた活動を実施する」などの「休日の部活動の地域移行に係る留意事項」を定めるとともに、令和4年度の方向性を「休日の部活動の地域移行の推進」「学校における部活動の効率化・地域人材の活用」「合同部活動の推進」としました。

さらに、部活動の改革は、すべての市町で進めていく必要があります。このため、市町教育委員会の担当者と意見交換を行う会議を令和4年1月に立ち上げ、情報共有や意見交換を行っています。市町それぞれで状況や課題が異なるため、一律に地域移行を進めることは難しいことから、各市町の考え方や課題を確認し、取組を進めます。

### (3) 今後の部活動の方向性

#### ① 休日の部活動の地域移行の推進

今後の部活動、特に中学校に関しては、「休日の部活動の段階的な地域移行」が円滑に進むよう、令和4年度もモデル校での取組を継続するとともに、費用負担の考え方や公式大会への参加や引率のあり方などについての国の検討状況もふまえて、取組を進めていきます。

また、令和3年2月に国が示した教職員の兼職兼業の考え方をふまえ、枠組整理を進めます。

#### ② 学校における部活動の効率化・地域人材の活用

学校における部活動に関しては、専門性を有する部活動指導員の拡充を進めます。県立学校に配置する指導員の任用条件については、これまで中学校・高等学校の教員免許を有することや、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格を有していることも対象にしてきました。さらに、令和3年度からは、技術指導のみを行ってきた運動部活動サポーターの指導経験を有する者のうち、すでに生徒や保護者との信頼関係ができていと校長が認める者も対象にしたところです。

また、経験豊富な顧問教員の指導例や他府県の取組状況を把握して共有するなど、部活動ガイドラインに基づいて、生徒への効果的な指導と教員の負担軽減が図られるよう、取り組めます。

#### ③ 合同部活動の推進

少子化の中で学校によっては、種目の継続が困難な部活動も生じていることから、市町教育委員会との定期的な意見交換の場を活用して、複数の学校による合同部活動の活用などについても、議論していきます。

### (4) 国における運動部活動の地域移行に係る検討会議について

国においても、運動部活動の地域移行について、「運動部活動の地域移行に係る検討会議」で検討されているところです。令和4年4月下旬に開催された検討会議で「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」について議論され、「地域における新たなスポーツ環境の構築」や「今後の大会のあり方」、「休日の運動部活動の地域移行の達成目標時期」等について提案されました。

「運動部活動の地域移行に関する検討会議」は、本年度5月下旬に「運動部活動の地域移行に関する提言」を国に対して出すことを予定しています。

今後の国の動きをふまえ、市町との定期的な意見交換会を通して、市町の考え方や取組の進捗状況、地域移行するための課題などを把握するとともに、地域における新たなスポーツ環境を構築するため、県スポーツ協会や県スポーツ推進課と連携を図り、市町における休日の運動部活動の地域移行に向けて取組を進めます。

## 18 健康教育・食育について

### 1 学校保健の推進

家庭や社会の環境変化に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっていることに加え、薬物乱用や性に関する問題等、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となっています。

また、アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもも増加しており、これらの健康課題に適切に対応し解決するためには、関係機関が連携し、学校教育活動全体で健康教育を推進していく必要があります。

県教育委員会では、これらの現状をふまえ、特に以下の取組を進めます。

#### (1) 感染症対策

学校における感染症対策については、予防、早期発見・早期治療、まん延の防止の3点が重要です。そのため、県教育委員会では、各学校や関係機関がその流行状況等について把握し、感染の予防や拡大の防止に向けた適切な対策を講じることができるよう、学校等欠席者・感染症情報システム（症候群サーベイランスシステム）の適切な運用について周知します。

また、新型コロナウイルス感染症の発生の際には医療保健部や関係機関と連携し、当該児童生徒の人権に十分配慮して拡大防止に努めます。

#### (2) 歯と口の健康づくり

本県の12歳児DMFT指数（むし歯経験歯数）は、年々減少しているものの、令和2年度は0.79本と、依然として全国平均の0.68本より高くなっています。県教育委員会では、「歯と口の健康づくり」推進地域および推進校を指定し、専門医や学校関係者等による検討委員会を組織し、課題等について協議するとともに、専門医等を学校に派遣しています。

また、むし歯予防の有効な手法であるフッ化物洗口実施校については、感染対策のため中止をしているところもありますが、令和3年度、小中学校においては、熊野市全8校、松阪市24校（6小学校追加）、南伊勢町全3校、玉城町全4校、度会町全1校の計40校、県立学校では1校となりました。

今後は、市町教育長会議や市町健康教育担当者連絡協議会等において、その有効性や安全性、実施方法などについて説明するとともに、県歯科医師会による研修会や先進地視察を実施します。また、医療保健部と連携して各市町教育委員会を訪問し、情報提供と実施に向けた協議を行い、フッ化物洗口への理解促進と実施校拡大に努めていきます。

#### (3) 薬物乱用防止教育

薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、関係機関と連携して薬物乱用防止教室や教職員を対象にした指導者講習会を開催します。

#### (4) 若年層（高校生）の献血

高校生が献血の意義や制度について理解し、自ら行動できる態度を育成するため、医療保健部や県赤十字血液センターと連携し、「献血セミナー」の計画的な実施や、献血バスの導入、献血ルームの利用促進について、引き続き働きかけていきます。

#### (5) がんに関する教育

がんに関する教育については、中学校学習指導要領では令和3年度から、高等学校学習指導要領では令和4年度から保健体育の授業で、がんについても取り扱うものとする記載されています。

子どもたちが、発達段階に応じてがんについて学び正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう、国のがん教育総合支援事業を活用して、がん教育を推進します。

また、令和4年度も、医療機関や市町教育委員会、がん経験者、県行政関係者からなる協議会を開催し、三重県のがん教育について話し合うとともに、教職員等を対象にがん教育についての意義や指導内容・方法等についての研修会を開催します。

#### (6) 性に関する指導

性に関する指導は、学習指導要領に基づき、保護者の理解を得て計画性をもって行うことが重要であり、児童生徒の発達段階をふまえ、学校教育活動全体を通じて指導することが大切です。

こうしたことをふまえ、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができるよう、希望する県立学校に産婦人科医や助産師等を派遣するなど、性に関する指導を行います。

### 2 食育・学校給食の推進

健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものですが、不規則な食事や朝食欠食等、子どもたちの食生活には、さまざまな状況がみられます。

また、地域の食文化や地場産物、生産者等について関心を高めるとともに、地産地消についての意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

さらに、学校給食については、安全・安心な学校給食の実施に向け、食品の安全確保や異物混入の未然防止を含めた衛生管理の徹底を図る必要があることに加え、食物アレルギーの児童生徒が年々増加していることから、安全性を最優先した適切な対応が求められています。

これらの状況をふまえ、以下の取組を進めます。

#### (1) 学校における食育の推進

##### ①朝食摂取率向上

子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着に向けて、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」への参加の促進について、市町教育委員会をはじめとした関係部局と連携して取り組みます。さらに、これらの取組を家庭への啓発の機会として活用します。

## ②教職員の資質向上と指導の充実

学校における食に関する指導は、栄養教諭が学級担任や教科担任等と連携し、給食の時間や教科の学習、特別活動など学校教育活動全体で取り組んでいます。

さらに、食に関する指導をより充実させるために教職員や市町教育委員会担当者を対象とした講習会を開催し、専門家による講演や先進地の実践発表等をおして、教職員の資質向上を図り、食育を推進していきます。

## (2) 学校給食における地場産物の活用推進

### ①「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、各地域の取組（給食献立・食育）をホームページで紹介し、周知を図ります。

### ②その他の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町教育委員会に働きかけるとともに、各地域での地場産物活用における課題について、県農林水産部や生産者団体等と連携して検討・助言します。

## (3) 学校給食における安全管理の徹底

### ①「異物混入対応方針」の周知・徹底

県教育委員会が作成した「異物混入防止等対応方針」と「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」について、学校給食関係者への担当者会等を通じて周知・徹底を図り、学校給食への異物混入の防止を図ります。

### ②食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、各学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、市町教育委員会と連携し、取り組みます。県教育委員会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」や「学校におけるアレルギーヒヤリハット・発症事例集」による適切な対応について、担当者会等の機会を活用し、周知徹底を図ります。

### ③衛生管理に係る周知

「学校給食による食中毒」、「学校給食への異物混入発生」、「食物アレルギーによるアナフィラキシー」等について、市町教育委員会担当者連絡協議会の機会を活用し、県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」による適切な対応の周知徹底を図ります。

## (4) 個別対応食ガイドブック

令和3年度、県立特別支援学校での個別対応食の実践をとりまとめ、市町の小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒への対応にも使用できるガイドブックを作成しました。個別対応食の衛生管理や方法、保護者との連携や校内での実施体制といった内容を掲載し、市町や学校の食育・学校給食担当者が集まる研修会で説明するなど、今後も継続して周知していきます。また、令和4年度は「学校給食の安全と充実に向けた講習会」で、市町教育委員会の学校給食・食育担当者や、市町が所管する学校の管理職および栄養教諭等に、県子ども心身発達医療センターにおける実践を紹介し、個別対応食の提供等に関する理解を深める取組をすすめます。

## 19 社会教育について

### 1 社会教育推進体制の整備

#### (1) 現状

「社会教育法」に基づき、社会教育の推進を図るため、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援の関係者等、さまざまな主体と連携し、社会教育施設の設置・運営や講座の開設など学習環境の醸成を図っています。

- ① 三重県社会教育委員から、本県社会教育施策について、広い視野から長期的な視点で提言をいただくとともに、現場の状況に即した具体的方策に関する助言をいただき、本県社会教育の推進につなげています。
- ② 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の資質向上と連携強化を図るため、研修や情報交換を行い社会教育推進の体制を整備しています。
- ③ 地域課題の解決に向けた公民館等社会教育施設の活性化促進や、地域と学校をつなぐコーディネーターの育成および資質向上を図るため、講習や講座等を実施し、コーディネート機能の拡充に取り組んでいます。

#### (2) 課題

地域と学校が連携協働し、地域全体で子どもも大人も学び合う社会教育の場づくりを継続していくために、地域と学校をつなぐコーディネーターの新たな人材発掘や後継者育成を進めていく必要があります。

#### (3) 今後の対応

社会教育を推進するため、市町の社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行います。

また、公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催し、社会教育に携わる人材の育成とネットワークの強化に取り組めます。

## 2 子どもの読書活動推進

### (1) 現状

「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校と連携し、発達段階に応じて、同世代の子ども同士で本を紹介し合う読書経験の共有や、さまざまな図書にふれる読書機会の拡充等を進めています。

- ① 子ども読書活動推進会議を開催し、専門的な知識や実践に基づく幅広い意見をいただき、活動活性化の検討を行っています。

また、市町担当者交流会や実践交流会を通じて、子ども読書活動推進関係課(館)に説明する機会を持っています。

- ② 家庭における読書の重要性についてのリーフレットを小学校に配付するとともに、「子どもの発達段階に応じた読書活動実践フォーラム」を開催し、乳幼児期から中高生世代まで、それぞれに応じた読書活動推進の啓発をしています。

さらに、ビブリオバトルの普及を図るため、皇學館大学と連携し、小中高への実技指導等を実施するとともに、中高生を対象とした県大会を開催しています。

### (2) 課題

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであるため、子どもの発達段階に応じた読書活動の推進を図るとともに、子どもたちが読書に親しむ習慣形成が求められています。

### (3) 今後の対応

発達段階に応じた読書活動の推進に向けた人材の育成を図るため、図書館関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会・交流会等を実施します。

また、子どもたちが本を身近なものと感じ、発達段階に応じ読書を楽しむことができるよう、「家読(うちどく)」の一層の普及啓発を図るとともに、同世代の子ども同士で本を紹介し合う読書経験の共有や、さまざまな図書にふれる機会の拡充を図ります。

さらに、子どもの読書活動に関係する方を対象に、子どもの読書習慣が確立できるよう「子どもの発達段階に応じた読書活動実践フォーラム」を開催します。

### 3 鈴鹿青少年センターの整備運営

鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）は、昭和60年の開所以来35年以上が経過し、施設の老朽化や利用者ニーズの変化などの課題があることから、民間活力導入可能性調査や有識者意見交換会など、施設の見直しを検討しました。

それらの検討の結果、センターおよび鈴鹿青少年の森（以下「森公園」という。センターと合わせて「両施設」という。）は、官民連携手法により事業を進めていく立地ポテンシャルを有していることから、両施設の運営・維持管理の効率化や活性化を図り、持続可能な公共サービスの提供と収益改善を実現するため、県土整備部とも連携のうえ、民間活力の導入を進めることとしました。

#### 【コンセプト】

青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間をめざします。

#### 【令和3年度の取組】

利用者の利便性向上や共通管理コストの低減をめざし、両施設の一体的運営や、老朽化対策、機能向上を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）に基づき、PFI事業契約に向けた手続きを進めました。

令和3年6月・三重県立鈴鹿青少年センター条例改正および債務負担行為設定

・事業実施方針の公表

8月・入札公告（総合評価一般競争入札）

令和4年1月・落札決定

・基本協定、PFI事業基本協定を締結

3月・PFI事業契約を締結

#### 【PFI事業契約の内容】

契約期間：令和4年3月24日から令和23年3月31日まで

契約金額：4,770,405,068円

契約相手方：鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

※本事業のために設立されたSPC（特別目的会社）

契約内容：センターの設計・改修およびセンターと森公園の運営・維持管理

## 【事業方式】

センターの設計・改修および、両施設の運営・維持管理については、民間資金法に基づく PFI 事業により整備運営を実施します。

森公園の施設整備等については、都市公園法に基づく公募設置管理制度 (Park-PFI) により整備運営を実施します。

なお、両施設の管理業務である「利用料金の收受や設定」、「施設の使用許可」は、民間資金法で行うことはできないため、地方自治法に基づく指定管理者制度により対応します。

### (1) 事業者の主な提案 (PFI 事業)

#### ①「教育」を軸に、さまざまな体験を生む空間を循環させる施設改修計画の提案

両施設にアプローチできる新設エントランスや、宿泊サービス棟の多様性の向上など遊環構造理論に基づいた「わくわく」できる施設へと改修します。

#### ②アウトドア施設等の新設も含め、本施設周辺の自然環境を活かした提案

センターの運営では、青少年をはじめとした幼児から高齢者までの幅広い世代が自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動ができるプログラムの提供を行います。

#### ③県民のためのサービスを提供できる県民主体の運営組織形成に関する提案

森公園の運営・維持管理では、市民協働組織を立ち上げ、地域住民や各種団体等の活動を支える公園運営を行います。

### (2) 円滑な事業実施のための仕組み

民間資金法および PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン (内閣府) 等に基づき、以下の仕組みにより円滑に事業を実施します。

#### ①SPC (特別目的会社)

他の事業の影響が及ばないよう、PFI 事業を行うことを目的とした SPC の設立を義務付け、当該 SPC を相手方として契約を締結します。

#### ②モニタリング

事業者には業務のサービス水準を維持改善するため、セルフモニタリングを課すとともに、県は業務の履行を確保するため、モニタリングを行います。その結果、県が要求水準を満たしていないと判断した場合は、改善命令等の必要な措置を講じます。

#### ③直接協定

事業の継続性に疑義が生じた場合などに、融資金融機関による事業に対する一定の介入を可能とするために、県と金融機関との間で協定を締結します。

#### ④リスク分担

調査設計や改修、運営・維持管理等で想定されるリスクについて、最も適切に管理できるものが、そのリスクを分担することを契約書に明記しています。

### (3) 今後の対応

令和4年度は、センターの改修に係る設計業務が、要求水準書や事業者の提案内容を満たしているかどうか、定期的にモニタリングを実施していきます。

また、金融機関と直接協定の内容について協議を進め、8月をめどに協定を締結します。

なお、改修工事に伴い令和5年4月から休館となるため、市町および学校等に通知するとともに、県ホームページへの掲載などにより、利用者に向け丁寧に周知していきます。

#### 【今後のスケジュール】

令和4年6月 常任委員会（金融機関との直接協定について説明）

8月 金融機関との直接協定締結

令和5年4月 センター休館・改修工事開始（令和6年3月末まで）

令和6年4月 センターの開業（リニューアルオープン）

## 4 熊野少年自然の家

熊野少年自然の家（宿泊定員200人）は、「社会教育法」に基づき、社会教育の奨励に必要な施設として昭和52年に開所しました。

平成22年度から指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理期間が令和4年度末で終了することから、令和5年度以降の指定管理者を選定するための準備を進めています。

また、新型コロナウイルスの影響下にあっても、来館者が安全安心に利用できるよう指定管理者と連携のうえ、感染防止対策を徹底し、心身ともに健全な青少年が育成されるよう、集団宿泊体験や自然体験活動の機会を提供していきます。

## 20 文化財の保存・活用・継承について

### 1 文化財を保存・活用・継承する意味

文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財、文化財の保存技術に区分されます。

こうした文化財は、我が国の特色ある歴史的風土の中で生まれ、今日まで守り伝えられたものです。我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。そのため、文化財は貴重な国民的財産として今後も適切に保存され、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくり等に有効に活用され、後世へと確実に継承していく必要があります。

令和2年度、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承について、その基本的な方向性を明確にするとともに、県内においてその取組を地域社会総がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示しました。

### 2 現状

#### (1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国および県指定等の文化財が、令和4年3月末現在、1,210件あります。このほか、市町指定等の文化財が1,800件、埋蔵文化財が約14,500か所あります。

(令和4年3月31日現在)

種別	国指定等	県指定等	合計	備考
有形文化財	189	362	551	建造物、美術工芸品等
無形文化財	1	2	3	工芸技術等
民俗文化財	11	63	74	生業、民俗芸能等
記念物	85	166	251	遺跡、庭園、動物、植物等
伝統的建造物群保存地区ほか	320	11	331	登録有形文化財を含む
合計	606	604	1,210	

#### (2) 文化財の保存・活用・継承への対応

##### ① 文化財の調査と指定

文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定を行っています。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを行います。

## ② 文化財の現状把握と支援

国・県指定等の文化財の保存状況や、天然記念物の生息状況等を把握するため、県教育委員会では文化財保護指導委員を任命し、文化財巡視や必要な調査を行っています。また、修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、それぞれの実情に応じた支援をするとともに、国および県の補助事業により財政的支援も行っています。

### <地域文化財総合活性化事業>

文化財の修復・整備等の事業とあわせ、事業者による活用事業を行うことで、文化財を生かした魅力ある地域づくりにつなげる活動を支援しています。

年度	件数	補助額	補助率
令和3年度	35件	90,245千円	国指定：県10%以内（国50%） 県指定：県50%以内
令和4年度	41件（予定）	90,000千円	

## (3) 三重県文化財保存活用大綱(県)と文化財保存活用地域計画(市町)

三重県文化財保存活用大綱は、「みえ県民ビジョン第三次行動計画」「三重県教育ビジョン」のうちの文化財に関する個別指針として位置づけられています。また、「三重県地域防災計画」のうちの文化財に関する方針を具体的に示したものと位置づけられます。令和2年7月の策定以降、その周知に努めています。

一方、文化財保存活用地域計画は、本大綱を勘案し、各市町によって作成される法定計画で、域内の文化財について総合的に保護し活用するための計画として位置づけられます。県は大綱に基づき、市町に対し計画作成を積極的に呼びかけるとともに、市町それぞれの実情に応じた支援を行います。

## 3 課題

文化財には、経年劣化、過疎化・少子高齢化等による後継者や担い手の不足、自然災害の多発、防災・防犯対策等、多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。また、自然環境の変化や開発等による貴重な動植物の絶滅等が危惧されています。そのため、行政による技術的・財政的支援の必要性が増しています。

文化財の保存・活用・継承を進めるためには、多くの県民が文化財について学び、親しみ、その価値を理解することが大切であり、地域住民を中心としたさまざまな主体の参画によって、文化財を保存、継承し、積極的に活用していく魅力ある地域づくりに向けた取組が求められています。

また、近年の気候変動は、想定外の自然災害を日本列島に引き起こしており、発生が危惧される南海トラフ地震でも甚大な被害をもたらすと想定されています。守り伝えられてきた文化財が地域の象徴として大きな役割を果たすことがあり、文化財を自然災害からどのように守っていくかが大きな課題となっています。

#### 4 今後の対応

- (1) 三重県文化財保存活用大綱に基づき、文化財を人づくり・地域づくり等の核となる生きた財産として保存・活用・継承していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の作成が進むよう、市町に対し積極的に支援をしていきます。

修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、市町や所有者、保持団体等の思いに寄り添いながらそれぞれの実情に応じた支援や助言を行います。
- (2) 文化財の保存・活用・継承につなげるため、国宝・国指定文化財等の県が誇る文化財、文化財の保護・保全活動の現状等について、展示会、講演会、インターネットや各種メディア等を通じた情報発信等を積極的に行います。

平成 29 年 3 月に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」として国の重要無形民俗文化財に指定された鳥羽・志摩の海女習俗については、鳥羽市・志摩市・関係団体等と連携し、海女漁の文化財的価値の保存・継承を図っていくとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を視野に、引き続き情報発信を進めていきます。
- (3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会を通じて、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携して取り組んでいきます。また、世界遺産追加登録に向けて関係市町との意見交換・協議を進めるとともに、広く県民を対象とした講演会等を開催し、資産の保存・活用への多様な主体の参画を促進します。
- (4) 県内に存在する文化財の情報収集・調査を積極的に行い、新たに価値が認められた文化財について、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていきます。天然記念物の保護に関しては、最新の調査状況をふまえ、環境変化に合った適切な保護ができるよう保護管理指針の見直しを行います。
- (5) 災害発生時には文化財レスキュー活動が円滑に行われるよう、県の関係部局・市町・文化財所有者等との連携を強化するとともに、文化財情報の収集・整備・共有を行い、文化財保護指導委員には文化財レスキューのためのスキルアップ研修を行います。また、大規模災害発生時には、国・国立文化財機構文化財防災センターに救援要請し、広域的な協力を受けられるよう調整します。
- (6) 文化財を適切に保存・活用・継承する専門知識を持った人材育成のため、県内教員・市町職員等に対し、国・県等が実施する各種の会議・研修への参加を広く積極的に呼びかけます。また、文化財専門職員を配置していない市町に対しては、その配置を勧めていきます。

## 2 1 教職員の資質向上について

### 1 教職員の資質向上に係る考え方

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となっており、これからの学校には、一人ひとりの子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

そのため教職員には、これからの時代に対応できる資質・能力を子どもたちに育むための専門性を高めることや、課題解決のために組織的・協働的に取り組む姿勢も必要となっています。

本県においても、学校における教職員の年齢構成が変化し、経験豊かな教員の指導技術の継承が難しくなっている状況も生まれています。また教員のICT活用指導力など、学ぶ内容や学び方の変化等に対応して求められる資質・能力もあり、これまで以上に組織的、計画的な人材育成を行うことが求められています。

研修担当（県総合教育センター）では、教職員が経験や職種に応じて身につけるべき資質・能力を示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえ策定した「令和4年度三重県教員研修計画」に基づき、教職を担うにあたり必要とされる素養や専門性に係る研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

### 2 令和4年度の教職員研修の重点取組

#### (1) 「令和4年度三重県教員研修計画」に基づいた質の高い研修を実施

- ① 全ての教職員がコンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、系統的かつ体系的に研修を実施します。また、学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるようマネジメント力の向上に向けた研修を実施します。
- ② 不祥事を「自分事」として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律することができるよう、コンプライアンス研修を法定・悉皆研修に位置づけます。

#### (2) 学習指導要領に対応した研修を実施

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が推進されるよう、「教科等研修」や「授業研究推進リーダー育成研修」等において、より実践的な研修を実施します。
- ② 文部科学省の「英語教育改善プラン推進事業」の委託を受け、教員の英語指導力向上に向けた研修等を実施します。
- ③ 教員一人ひとりが、1人1台学習端末等のICT機器を効果的に活用した授業が実践できるよう、ICT活用指導力向上に向けた研修を実施します。

#### (3) 自他の生命と人権を大切にする教育が推進されるための研修を実施

不登校児童生徒への早期からの支援や学校における組織的支援を行うための研修を実施するとともに、インターネット・SNS上でのいじめやトラブルの未然防止、安全に利用するための指導方法に係る研修を実施します。

#### (4) 研修に参加しやすい環境の整備

- ① 集合研修とWeb会議システムを活用した双方向型研修、オンデマンド研修を効果的に組み合わせ実施します。また、「放課後1時間研修」や、教科等研修の「見逃し配信」を実施します。
- ② 市町教育委員会や県内教育研究所等と連携して地域で、今日的教育課題に対応したブロック別研修を実施します。(70講座実施予定)

### 3 令和4年度の教職員研修の概要

- (1) 経験や職種に応じた研修(法定・悉皆研修※) ※経験年数やその職務に応じて全員が必ず受ける研修  
 経験や職種に応じた研修を年間のべ234講座実施します。毎年、研修内容の見直しや実施方法等の工夫・改善を図り、教職員の負担を軽減しながら、より効果が高まるようにしています。  
 令和4年度は、教職員が、ICT機器を効果的に活用した授業等が実践できるよう、研修をととしてICT活用指導力の向上に取り組みます。また、新たに教諭研修、養護教諭研修、管理職研修等において、不登校児童生徒に対する支援として、予兆を含めた早期支援、児童生徒の見立て、組織的な支援のあり方などについて学ぶ研修を実施します。

経験や職種に応じた研修一覧

研修の種別		主な研修内容
教諭研修	初任者研修	教員としての素養、教科指導、授業実践研修、生徒指導、不登校支援、学級経営、危機管理、キャリア教育、人権教育、防災教育 他
	教職6年次研修	教員としての素養、授業実践研修、生徒指導、不登校支援、学校・学級経営、人権教育、防災教育 他
	中堅教諭等資質向上研修	教員としての素養、児童生徒理解、授業実践研修、生徒指導、不登校支援、学校組織運営力、教育課題への対応力
養護教諭研修	新規採用養護教諭研修	保健教育、健康相談、不登校支援、救急処置、疾病の予防と管理、人権教育 他
	養護教諭6年次研修	保健室経営、健康相談、不登校支援、救急体制 他
	中堅養護教諭等資質向上研修	保健管理、保健教育、保健室経営、健康相談、不登校支援、保健組織活動
栄養教諭研修	新規採用栄養教諭研修	栄養管理、衛生管理、教科等における「食に関する指導」 他
	栄養教諭6年次研修	給食管理、食に関する指導力向上研修 他
	中堅栄養教諭等資質向上研修	栄養管理、衛生管理、給食の時間の指導、教科等における指導、個別的な相談指導
特別支援学級等新担当教員研修		障がい種別研修、テーマ別研修 他
幼稚園等教員研修	幼稚園等新規採用教員研修	幼児理解、自然体験活動、危機管理、人権教育、保育参観 他
	幼稚園等中堅教諭等資質向上研修	幼児理解、保護者とのかかわり、コーチング 他
新規採用実習助手研修		服務、危機管理、生徒理解、人権教育、特別支援教育、防災教育 他
常勤講師等研修Ⅰ		服務、危機管理、人権教育、特別支援教育、校種別・職種別研修 他
常勤講師等研修Ⅱ		服務、生徒指導、不登校支援、特別支援教育
採用前研修		教職員としての心構え、年度初めの基本的な業務、ビジネスマナー 他
教職2～3年次研修		授業づくり、社会体験研修 他
管理職研修	新任校長研修	学校組織マネジメント、授業改善のためのリーダーシップ、カリキュラム・マネジメント、災害発生時における校長のリーダーシップ研修、不登校支援 他
	新任教頭研修	教頭の役割と期待すること、スクール・コンプライアンス、学校マネジメント研修、災害発生時における教頭のリーダーシップ研修、不登校支援 他
主幹教諭等研修	新任主幹教諭研修	主幹教諭に期待すること、チーム学校におけるリーダーシップ、実践交流
	新任指導教諭研修	指導教諭に期待すること、実践交流、若手教員の育成に係る指導力向上研修

学校事務 職員研修	小中学校事務職員主事研修	学校事務職員の職務、給与・旅費等制度の基礎、教育課程、学校事務の理想を描く、財務マネジメント、学校事務職員の専門性 他
	小中学校事務職員主任研修、主査研修	カリキュラム・マネジメント、チーム学校におけるリーダーシップ、キャリアデザイン 他
	小中学校事務職員主幹研修、総括主幹研修、事務の共同実施リーダー研修	組織力向上をめざした業務改善、組織運営、学校組織マネジメント 他

## (2) 専門性を高める研修 (希望研修)

### ① 授業力の向上

教員の高い専門性と指導力の向上をめざし、国語、算数・数学をはじめとする教科の指導方法等について学ぶ研修を 59 講座 (のべ 73 講座) 実施します。

令和 4 年度も、国語、社会、算数・数学、理科、英語では、遠隔研修による講義 (夏季休業中) と、集合研修による公開授業 (2 学期以降) を組み合わせて受講し、実践的授業力の向上をめざす研修を実施します。また、校務等で研修に参加できなかった教職員のために、後日、研修を視聴できるように「見逃し配信」を実施し、継続的な授業改善を支援します。

- ・教科等に関する研修 43 講座 (のべ 57 講座)  
(国語 6、社会 2、算数・数学 5、理科 6、図画工作 1 (のべ 2)、体育 2、技術・家庭 1、道徳 1、英語 17 (のべ 30)、NIE 1、MiMu 1)
- ・教職 2～3 年次教員のための授業力アップ研修 1 講座
- ・授業改善研修会 2 講座
- ・授業改善研修 (県立学校教科教育研究会との連携) 13 講座

### ② 教育課題への対応力の向上

#### ア テーマ別研修

令和 4 年度のテーマ別研修は、22 講座 (のべ 32 講座) 実施します。生徒指導研修においては、いじめ対応や不登校児童生徒への支援等を学ぶ研修を実施し、多文化共生教育や環境教育においても、SDGs を内容に含む研修を実施するなど喫緊の教育課題に対応した研修を実施します。

- <テーマ別研修 9 カテゴリー 22 講座 (のべ 32 講座) >
- 人権教育 3、特別支援教育 6 (のべ 16)、多文化共生教育 2、外国人児童生徒教育 1、キャリア教育 1、学級経営 1、生徒指導 4、乳幼児教育 3、環境教育 1

#### イ ICT 活用指導力向上に向けた研修

学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、学校教育の情報化を担う教員を育成することから、教員一人ひとりの ICT 活用指導力の向上に向けた研修を 12 講座 (のべ 36 講座) 実施します。

##### i) 情報教育研修

授業で ICT を活用して指導する能力や子どもの ICT 活用を指導する能力等を高めるため、校種別の 1 人 1 台端末活用研修や学習支援ツールの活用方法を学ぶ研修等 (8 講座) を実施します。あわせて、1 人 1 台端末の効果的な活用場面を実践報告や動画で具体的に学ぶ放課後研修「放課後 60 分で学ぶ! タブレット端末活用術」を月 1 回 (4 月、8 月を除く) 遠隔研修として実施します。

##### ii) 教員 ICT 活用指導力向上講習会

情報担当者等を対象に、情報モラルの指導法、ICT 機器を効果的に活用した授業づくりについて学ぶ研修を実施します。また市町教育委員会と連携し、地域の ICT 機器整備状況や課題に対応した研修を実施します。

iii) 県立学校1人1台端末活用研修（コア研修・アドバンス研修）

端末を効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を行うことができるよう、授業で活用できるアプリの基本的な操作方法等や授業での活用方法等について学ぶ研修を実施します。

< ICT活用指導力向上に向けた研修 12講座（のべ36講座） >

- ・情報教育研修 8講座
- ・1人1台端末の放課後研修 1講座（のべ10講座）
- ・教員ICT活用指導力向上講習会 1講座（のべ6講座）
- ・県立学校1人1台端末活用研修 2講座（のべ12講座）

③ 英語教育に関する研修

英語教育を取り巻く環境が大きく変化する中、個々の教員が一人で取り組むのではなく、学校間、市町間、自治体間でそれぞれの事例を共有し、課題に共に向き合う体制づくりが必要です。そこで、令和4年度は文部科学省の「英語教育改善プラン推進事業」を受託し、英語教育の改善に向けて、以下の4点に取り組みます。

ア 自治体連携オンライン英語授業改善研修の実施

山梨、静岡、三重、鹿児島が連携し、4県の教職員が共に学ぶオンライン合同研修を実施するとともに、各自自治体の研修に参加し合い、互いの取組を共有します。

イ 指導力向上に向けた教員研修の実施

小・中・高をとおした系統的な指導と学習評価の在り方について学ぶ基礎研修を3講座と、授業づくり（公開授業を含む）・ICT活用・指導と評価・Small Talkの実践等、学校や教員の課題に応じてテーマ別に学ぶ専門性向上研修を13講座（のべ16講座）実施します。

< 英語教育に関する研修 16講座（のべ19講座） >

- ・小・中・高 英語教育基礎研修 3講座
- ・小・中・高 英語研修（講義・公開授業） 4講座（のべ7講座）
- ・小・中・高 指導と評価に係る研修 6講座
- ・外国語教育におけるICT活用研修 1講座
- ・小学校英語Small Talk研修 1講座
- ・英語力向上研修 1講座

ウ 研究・開発チームによる取組

英語教育推進リーダーを中心に、パフォーマンステストと小中高連携に係る研究・開発チームを立ち上げ、地域ごとに公開授業や研修会等を開催します。

エ 市町教育委員会等との連携

各地域で、小学校英語ブロック別研修（8講座実施予定）や中学校英語地域別研修（10講座実施予定）を実施します。

④ 教育相談に関する専門性の向上

長引くコロナ禍の中、社会のさまざまな変化に伴い、学校生活や家庭生活に大きな影響が及ぼされ、子どもたちの心にも大きな負担が強いられています。このような状況の中、子どもたちの気持ちを受け止め、寄り添った対応ができるよう、教職員の教育相談に係る専門性の向上をめざし、経験に応じた研修を年間のべ27講座実施します。

令和4年度は、不登校に係る研修に重点を置き、不登校児童生徒やその保護者の心の理解を深めるため、教職経験6年次から20年次の教員を対象としたステップアップ研修において、「不登校の支援と理解」の研修を実施します。さらに、地域における不登校支援の中核となる人材を育成するため、教育支援センター指導員育成研修を実施し、事例検討を中心とした研修を行い、実践力向上を図ります。

- ・教育相談ベーシック研修 5講座
- ・教育相談ステップアップ研修 6講座（うち、不登校の理解と支援 3講座）
- ・教育相談リーダー育成研修 6講座
- ・ケース・カンファレンス 3講座
- ・教育相談地域支援研修 7講座（うち、教育支援センター指導員育成研修 6講座）

### （3）中核的リーダーを育成する研修

学校が抱える課題が複雑化・多様化している状況の中、課題を解決していくためには、校長のリーダーシップのもと組織として教育活動に取り組む必要があることから、組織的な教育活動を推進する学校の中核的リーダーとなる教員を育成するため、種別ごとに年間4～6回の連続講座として実施します。

中核的リーダーを育成する研修一覧

研修の種別	主な研修内容
学校組織マネジメントリーダー育成研修	学校の組織的な取組を先導するための役割、PDCAサイクルを基盤とした学校組織マネジメントのプラン設計と実践、カリキュラム・マネジメント 他
授業研究推進リーダー育成研修	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するための授業研究の企画・運営、カリキュラム・マネジメント 他
日本語指導に係る中核的教員の養成研修	日本語指導に関する専門性、地域や学校において日本語指導を推進するための研修プログラム作成と実践 他
教育相談リーダー育成研修	学校における教育相談体制の構築に向けた教育相談に関する専門性、児童生徒の心の問題解決に向けた事例検討 他

### （4）出前研修

#### ① 授業力向上支援出前研修

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながる校内研修の推進に向けて、学校における組織的な授業づくりの取組におけるポイント等について講義・演習による研修を実施します。

#### ② 組織力向上支援出前研修

組織的・計画的に教育活動の質を向上させるための方策として、学校マネジメントやカリキュラム・マネジメントを推進するポイント等について、講義・演習による研修を実施します。

### （5）外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修

平成 29 年度から独立行政法人教職員支援機構と連携し、全国の学校関係者および教育委員会の指導主事等を対象に、日本語指導に関する専門的な知識や手法について学ぶ研修を実施しています。その中で、先進的に日本語指導に取り組んでいる県内公立学校等の視察を行い、三重県の取組を全国に発信しています。

## 2 2 教員免許更新制について

### 1 教員免許更新制の概要

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月 1 日から導入された制度です。

教員免許更新制は、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることをめざすものです。

原則として、免許状の有効期間を 10 年とし、有効期間満了日等の 2 年 2 月前から 2 月前までの 2 年間に、大学などが開設する 30 時間以上の免許状更新講習を受講・修了した後、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することで、免許状の有効期間等を更新する制度です。

### 2 教員免許更新制の廃止について

中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会において審議された結果、教員免許更新制については、発展的に解消する方針が打ち出されました。

これを受けて、教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正により、教員免許更新制が廃止されるとともに、新たな研修制度の規定が整備されました。

教員免許更新制の廃止については令和 4 年 7 月 1 日に施行され、施行の日以降に有効期限を迎える免許状を持つ教員等については、講習の受講や更新の手続きが不要になることとされています。

教員免許更新制廃止後の新たな研修制度については、当該法改正の趣旨として「校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備する」とされており、令和 5 年 4 月 1 日に施行されます。

県教育委員会としては、教職員一人ひとりが学校教育を取り巻く環境や社会の変化、自己のライフステージに応じた資質・能力を生涯にわたって主体的に学び続けられる仕組みを構築しているところです。

### 3 教員免許更新制の廃止に伴う条例改正について

教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正により、普通免許状および特別免許状の更新制に関する規定が削除されるため、令和 4 年 7 月 1 日の法施行に向けて、令和 4 年 6 月定例会月会議に係る条例の改正案を提出する予定です。

**趣旨**

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する等の措置を講ずる。

**概要**

**1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)**

①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。

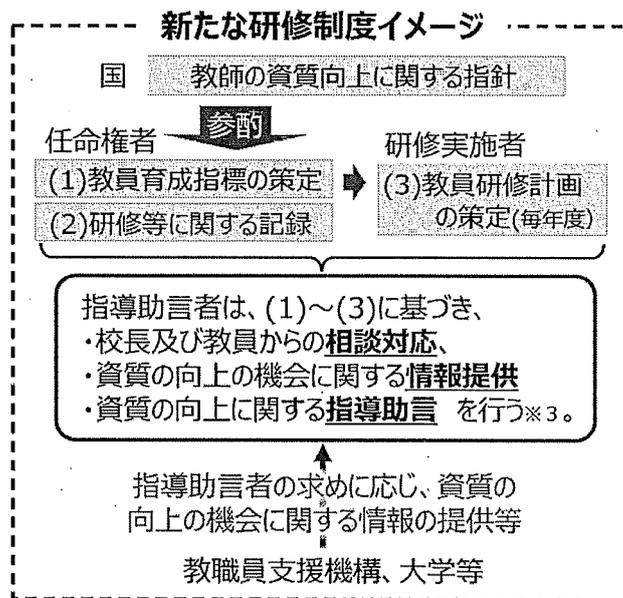
<記録の範囲> 【教特法第22条の5第1項及び第2項】

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権者が必要と認めるもの

②指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。 【教特法第22条の6第1項及び第2項】

③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構(NITS)や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。 【教特法第22条の6第3項】

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。 【教特法第22条の4第2項第4号】



※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、その他の校長及び教員の場合は原則任命権者。  
 ※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、その他の校長及び教員の場合は任命権者。  
 ※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

**2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)**

①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。 【免許法第9条～第9条の4等】

②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。 【附則第3条】

**3. その他(教育職員免許法の一部改正)**

①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。 【免許法別表第8】

②主として社会人を対象とする教職特別課程(普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)について、修業年限を1年以上に弾力化する。 【免許法別表第1備考第6号】

**施行期日**

令和4年7月1日(1.の規定は令和5年4月1日)【附則第1条】